

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 6 回定例会	6 月 16 日	開 会
	6 月 19 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 6 月 17 日（水曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成27年6月17日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	最知 明 広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐 久 間 三 津 也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 ・ 漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐 々 木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐 々 木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事 務 局 長

佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

佐 藤 孝 志

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐 藤 辰 重

議事日程 第2号

平成27年6月17日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 陳情 3の3 防犯カメラの設置に関する陳情書
- 第 5 請願 3の1 防犯対策庁舎の宮城県への委譲を求める請願書
- 第 6 報告第 1号 平成26年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 平成26年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 3号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第 4号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第10 報告第 5号 平成26年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第11 議案第76号 南三陸町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第77号 南三陸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第78号 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

第14 議案第79号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

第15 議案第80号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について

第16 議案第81号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。定例会2日目です。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、7番高橋兼次君、8番佐藤宣明君を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会にお手元に既に配付しておりますとおり、請願審査報告書1件、町が出資する法人の経営状況を説明する書類1件が追加して提出され、これを受理しております。

なお、経営状況を説明する書類についての質疑は後日行いますので、よろしくお願いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番、後藤伸太郎君。質問件名、1、子育て世帯への支援拡大は。2、町民の足を守る財源は。以上2件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。1番後藤伸太郎君。

〔1番 後藤伸太郎君 登壇〕

○1番（後藤伸太郎君） おはようございます。では、ただいま議長のお許しを得ましたので、壇上から一般質問させていただきたいと思ひます。

改めまして、7回目の個人的には一般質問になるのかなというふうに思ひます。全体として

は2件の質問項目ありますが、壇上からは1点目の子育て世帯への支援拡大はということで町長にお伺いしたいというふうに思います。

子育て世帯への支援拡大、これは、つまりは南三陸町のこの先の人口、将来像ということをお占っていく上で非常に重要な考えであるというふうに思います。少子化対策、人口減対策、もしくは婚活の応援、定住促進と、いろいろ別々の取り組みでもありますがけれども、全てはつながっていて、一つのきっちりとした考え方がないと、この南三陸町の人口規模、また町の行政サービスというのは維持できないという前提で、今回はその中で特に子育て支援を取り上げて質問させていただきたいなと思いますが、実は、7回目の一般質問で非常に今までにない、予期しない事態が起きまして、きのう議場に参りましたら机の上にピンク色の南三陸町子ども・子育て支援事業計画というのが配付になっておりまして、私この存在ちょっと存じ上げていなかったんですけども、質問しようと思ったことの答えが結構書いてありまして、質問内容を修正しながら壇上と自席において質問させていただきたいなというふうに思います。

細かくは3点ありまして、現時点での町の支援策とその効果、これがどのように上がっているのかということを知りたいということがまず1点。

2点目は、その中で特に学童保育ということが充足しているのかと、町民の皆さんの子育て世帯の要望として、小学校に行ってもどうか保育を続けてほしいという要望があるというふうに聞いておりますので、その現状と今後の考え方というのを聞きたい。

それから、3点目として、今後必要な施策はということで、今年度に入ってからもしくは今年度明けてからさまざまな取り組みなされていると思います。それを来年度以降であるとか今後どのように継続していくのか、新しい施策というのはどのようなことを考えているのかという3点伺っていききたいなというふうに思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、後藤伸太郎議員の子育て世帯への支援に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の町の支援策とその効果に対するご質問であります。本町が行っております独自の子育て世帯への経済的支援施策として、子供医療費の助成や定期予防接種における一部負担の助成を実施をいたしております。子供医療費につきましては、平成24年度から15歳までに

ついて無料化しています。平成26年度末の助成登録者数は1,500人、支払い件数は1万8,000件となっております。さらに、今議会において18歳まで対象年齢を拡大する条例改正案を提案をいたしております。また、予防接種の助成により接種率が90%以上と高く、今年度より新たにロタウイルス等の予防接種についても助成対象に加え、発症の抑制及び健康増進が図られておるところであります。さらには、平成27年4月から子ども・子育て支援制度の開始に伴い保育料の基準額を見直し、平成26年度までの保育料と比較して平均で約50%程度の減額を行いまして、保護者の負担軽減を図ってきたところでもあります。

子育ての支援といたしまして、保育所、保育園での保育の実施、地域子育て支援センターの育児相談事業や施設開放事業、妊産婦・新生児訪問事業や予防接種の推進による健康づくりの支援事業など、子育て家庭を支えるさまざまなソフト事業にも力を入れて取り組んでいるところでもあります。

2点目の学童保育の充足に関するご質問であります。放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブにつきましては、平成26年度までは小学校3年生までを受け入れ対象とし、志津川、歌津の2つのクラブを設置しておりましたが、今年度から小学校6年生まで対象を拡大して受け入れております。小学校1年生から6年生までの登録者数は、志津川で23人、歌津で25人となっており、現時点でどちらのクラブも待機児童がない状況にありますが、今後も児童の安全を十分配慮した上で、実利用人数に照らした柔軟な受け入れ、運用を実施してまいりたいと考えております。

3点目の今後必要な施策に対するご質問であります。子ども・子育て支援法に基づく町の計画については、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として子ども・子育て会議において検討し、平成26年度に策定をさせていただきました。この計画は、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため新たな仕組みを構築し、質の高い教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものであります。

主要な政策としての保育の実施につきましては、戸倉保育所の復旧、低年齢児の保育希望が増加傾向であることから、町立保育所における3歳未満児の定員拡大や町立保育園及び私立幼稚園の認定こども園化を進め、より一層の充実を図っていきたいと考えております。現在、平成28年4月の認定こども園化に向け、名足保育園と私立の1施設が認定こども園移行の準備を進めている状況であります。また、その他各種事業につきましては、多様な子育てニーズに対応するため、引き続き充実に向け検討してまいりたいと考えております。

地域全体で子育てを担う環境づくりを推進するため、子供たちが地域の人々とかかわりを持ちながら健やかに成長していただけるように、子育て支援センター、民間施設等地域で安心して子育てのできる居場所づくりを推進し、本町の子供たちが健やかに成長できる環境を整えていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、先ほどちょっと壇上で申し上げましたけれども、5年間の基本計画をつくってという、事業計画をつくってということに照らし合わせて、おおむね逸脱していない内容のことをご答弁いただいたのかなというふうに感じます。

細かく3点に分けて質問させていただきたいなと思っておりますので、順番に1点目から町の支援策についてお伺いしていきたいと思います。

今お話しいただいた中で、今定例会でという内容もありましたし、ことしから新たに拡大したんだよというようなご説明もありました。一つ一つお伺いしていきたいんですけども、その前に、今触れられなかった点として、今、町独自の支援ということでお話しいただいたのでそうなったのかなと思うんですけども、特例給付金のような、実際に町民の子育て世帯であるとかに対して一律であったりして配られる補助金、給付金の制度がたしかあったと思います。それが広報などで町民の皆さんに周知されているというふうに認識しているんですけども、給付金と伺ったらいいですかね、その給付金の内容もご説明いただければと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 臨時特例給付金につきましては、消費税の増税に伴って支給するということになっておりまして、平成26年度に支給をいたしまして、今年度も支給ということですが、対象人数等につきましては担当課長からご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、私のほうから子育て世帯への臨時特例給付金について内容を申し上げます。

昨年は1,301人に支給をいたしまして、1人当たり1万円ということでございました。今年度におきましては対象児童を1,600人と想定をし予算化をしているところであります。

なお、現在、受け付けのほうを開始しておりまして、来月以降に支給を開始してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） これは国の制度ですので、とやかくというか、制度はどうなってるんだという話もちよとなじまないのかなとも思うんですけども、去年は消費税上がったので1万円ずつ、子育て大変ですよねということで。ことしは3,000円だったと思うんですね。単純に各世帯に3,000円、1世帯ですよ、子供がいる世帯に3,000円配られても、何をどうすればいいのかという、それよりもその事務手続に係る経費のほうがかかるんじゃないかと思ってしまうんですけども、その辺、担当されているほうとして、やらないよりはやったほうがいいということなんでしょうけれども、そういう実効性に疑問が残るような手を現状打たなければいけないということについて、何か感じるところがあるんじゃないかと思うんですが、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 議員おっしゃるとおり、去年は1万円ということでしたが、今年度においては1人当たり3,000円という金額になっております。この金額が多いか少ないかと申されてもなかなか、国のほうでこういった措置をするというふうな方針で決まったものですから、町といたしましてはそれにのっとり、その制度に従って支給をするという考えでおります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それはそうなんですけれども、それを実際に運営していくに当たって何か思うところがあるのであれば町独自の政策に反映できると思うので、そこのお気持ちというか、そういう子育てに対する施策をどう打っていくかという政治的な姿勢につながっていくと思いますので質問させていただいた部分はあるんですけども、国の制度でということであればそれは納得せざるを得ない部分があるのかなというふうに思います。多いか少ないかということであれば、少ないとはっきり私は思います。

それを給付するに当たって、周知はされていると思うんですけども、こちらから、何ていうか、対象世帯が恐らくはしっかりしているんだろうと思いますので、連絡したりとか、こういう手続が必要ですよという受給するに当たってのサポートは今どようになされているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 対象世帯には文書で通知をいたしまして、申請をしてもらうことにしております。

なお、現在、各地区におきまして集中受け付け日を設けまして、そういった申請をまとめて、

それからその日程に来れない方につきましては随時役所の窓口でといった形です。

それから、ここにおらなくて、県外等々にいらっしゃる方につきましては郵送も可ということで対応しております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、その給付金の話しさせていただきましたけれども、どうしても子育て世帯、子育てしている人たち、もしくはこれからしようとしている人たちに対して、どういう支援が行政としてできるのかということを考えていった場合に、やはりお金の問題、お金を、予算をどう配分するかということに行き着くんだと思うんですね。

その上で、今実際にどれぐらい実効性があるのかということについて多少議論させていただきましたが、それを踏まえて、先ほどの町長のご説明いただいた、今町が行っている施策とその効果ということに話を当てていきたいなと思うんですけれども、まず医療費を、お子さんやはりいろいろ病気にかかられたり、けがをされたりということが多いと思いますので、その医療費が町のほうで18歳、今のところ15歳までですか、全部町で面倒見ましょうという施策があります。これは以前から県内とかほかの自治体との競争になっている部分があって、それについては町長は以前はやや慎重な姿勢をお話しされていたのかなと。何でもかんでも無料化すればいいというものではないと思いますよという趣旨があったと思うんですけれども、一方でやはり18歳までどうだということになったのであれば、そこをどのように、お考えが変わったというか、お考えの中でどのように経緯があったのかご説明いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段で先ほど給付金の3,000円の金額が多いか少ないかというご議論がございましたけれども、それぞれこちらの目線じゃなくて、受け取る側の目線で考えていけば、3,000円という金額もそれなりに皆さんお使い勝手があるだろうというふうに思います。いずれにしても、それは配付する側、受け取る側それぞれ立場立場でその金額の大きさというのは違うのかなというふうな思いがいたしてございます。これも一つ国の施策ということでございますので、町としてはこれは粛々とやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

18歳までのいわゆる医療費の無料化の問題ですが、確かに後藤議員おっしゃるように、これは地域間というか、自治体間競争に陥っているということを非常に私は懸念をしてございました。とりわけ県内で一番最初に早く18歳無料化したのは大衡村です。隣の自治体におかれ

ましてはどうしても大衡と比較をされるということで、財政も大変な状況の中でそのようにはなかなかいかないだろうということがありました。実際このごろになりますと少しずつ18歳無料化というのが広がってきたということがございます。そういった環境も実はあります。

それともう一つは、この間も宮城県の市町村長会議がございまして、その際に、宮城県の市長会、奥山仙台市町が会長なんですが、そちらから県に対しての要望ということで出たのが、第1番目に出たのがこの医療費の問題です。実はこれ、宮城県が全国最低です。知事が自分でも認めています。それぐらいに、宮城県、県として子供たちの医療費に対する支援策というのが非常に乏しい、細いんですね。それに対して、先ほど言いましたように自治体間の競争というような状況になっているということで、市はさすがに人数が多いもんですからなかなかそこまで踏み切れないということがある、したがって財政支援というのは県のほうにお願いをしたいということでの要望だったんですが。

少なくとも、ちょっと繰り返して大変恐縮なんですが、そういった環境、周りの環境も含めて、やはり今、子育てをどう支援をするかということをもう一回我々も洗い直そうということで、結果として今回、今年度定例会にお示しをしているように18歳ということで方針を決めさせていただいたということになりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 競争はあると。競争にならないようにするには、もっと大きい自治体、県とか国ですよ、とかで制度的にちゃんと面倒を見てもらうべきだという主張、お考えはあるけれども、現実を見た場合には拡大をするほうがより町民のためだろうという判断をなさったということはわかりました。

であれば、その医療費に限るとそういう競争がという、一番わかりやすいですので、これが、そういうことになっていくのかなと思うんですね。ただ、一方で、例えば医療費ですと教育を受けている小学生、中学生、今高校までですか、も入ってきますので、保育に限ったことではなくなっていくわけですけども、一方で保育料、これは町で要は身銭を切ってなるべく安く保育を提供しようという努力をなさっている、平均で半額になっているということ、これは非常に子育て世帯にとってはうれしいことだろうと思うんです。毎月出ていくものでもありますし、震災があって親の就労形態が変わって、やはり自分たちで面倒を見るのではなくて、公共のそういう保育施設に預けて子育てをするということが主流になっていますし、そこでの充実を図っていくということが非常に重要なんだろうなというふうに思います。

もう1点。医療費と保育料と、もう1点、予防接種のお話をいただいたと思うんですね。予防接種の現状といますか、どういう予防接種を、この町といますか、子供さんを育てたい、育てようとしている方々はどういう予防接種が必要だと考えていて、それに合った予防接種の助成が行われているのかどうか、その辺詳しくご説明いただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 保育料は約半分になりました。実際に保育所に通わせているご父兄の皆さんと何回かお会いしてお話する機会がありましたけれども、ストレートに軽減なったというのがわかるものですから、大変助かっているというお話をいただいております。

ただ、保育所の関係で言わせていただきますと、金額が安くなっただけでいいのかということではなくて、もっと大事なことは、例えば先ほどもお話しさせていただいたように、3歳未満児の子供たちの保育を望むご家庭がふえてきたということです。そういうご家庭にもどういったふうに対応していくかということも大きな課題だろうというふうに認識しております。

なお、詳細については担当課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 予防接種の接種状況であります。乳幼児の予防接種にしましては、法定のものにつきましては90%を超える受診率ということになっております。今回、27年度からロタウイルスとおたふく風邪につきまして、ここは任意の予防接種ということで、この部分を手当しようということで新しく制定をしたものであります。

対象につきましては、ちょっと数字が手元にないんですけれども、ロタにつきましては2カ月から1歳未満ということで60から70名程度というふうに考えて、おたふくについては300名程度ということで記憶しておりますが、大変すいません、今ちょっと資料を確認してみたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 予防接種の助成については、やはり要は受ける人が余りいないものに助成したってしようがありませんし、一般の町民の皆さんが専門的な知識がそれほどなくて知られていないこととか、国のガイドラインとか施策にのっとるだけではなくて、町独自の環境であるとか地形的な要因も含めて精査していただくと必要があるんだろうと思いますので、そこはまた引き続きといますか、子供たちを守るという視点に立って選定してい

ただきたいなというふうに思うんですけれども。

今、町長のお話の中で、保育料、何でしょうね、金額だけの問題じゃなくてというところも含めて考えていきたいんだというお話でした。まさにその話を次にしようかなと思ったら、相変わらず先を打つのがお上手だなと思ったんですけれども。お金以外で、じゃどういう助成ができるのかというサービスの話になると思うんですね。その場合に、当然それはそれでまたお金が必要なんだろうけれども、同時に、人、人材ということがネックになっていくのかなというふうに思います。やはり子供、子育てですから、専門的な知識であるとか経験であるとか資格であるとかというのが必要な方というのもしなければいけませんし、ただ一方で、子供と触れ合いたいとか、なかなか就労したいけれども就労する機会がない、就労する時間はあるけれどもそれをなかなかうまく生かせないというような方も町内に一定程度いるんだろうと思います。それは主にどちらかというと年齢が高い方のほうが多いのかなとも思うんですが、そういったマッチングということが、希望的観測かもしれませんがイメージされるんですけれども、そういう人材登用また人材育成ですか、資格を取っていただくような、そういったことに対して助成であるとか補助していく、サポートしていくという考えは現時点でどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 保育士さん、保育所の保育士さんに関しては、これまで雇用してまいりましたので、一定程度人数的には充足しているという状況です。ただ、子育て、学童保育の部分の保育士ですが、こちらのほうのスタッフがちょっと不足ということがございます。したがって、こういった人材を育てていくということも町として大きな使命になるんだろうと。これは、今、後藤議員がおっしゃるように、そういう分野にも手を伸ばしていく必要があるんだろうなというふうな認識ではいます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 議長、上着を脱いでもよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） どうぞ。

○1番（後藤伸太郎君） 今、何でしょうね、耳打ちされたようですので、副町長もお答えいただきかったら答えていただいて結構だと思っているんですけれども。

学童保育の分野では人材がもしかしたら足りないのかもしれないということ、2点目の学童保育のところではそれは扱わせていただきたいというふうに思いますけれども、考えたいけれども、具体的に計画としてとか、こういう事案があるよというところまでは現状では至って

いないということに聞こえたんですけれども、そういう考えでよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 保育所の関係においては、今ご発言のとおり、今現状としては問題はないだろうと思います。

しかしながら、学童のほうにつきましては、現在6人の保育士で回しているとお聞きをしているんですが、実際これ資格を持った方が必要なものですから、これではちょっと人数が足りないということですので、保健福祉課含めてスタッフを回しながら今運営をしているということですので、そういった意味においては学童のほうではちょっとスタッフ不足かなというふうな認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ではちょっと違う視点に移りたいと思いますが、子育て世帯への支援がそもそも足りてるのか足りてないのかという一番大きい問題があるんだろうと思うんですけれども、お伺いしたいのは、今お金の話と人の話といろいろさせていただきましたけれども、この町の全体の、今復興予算が入ってますから非常に規模が大きいんですけれども、通常分と考えていただいて、お子さんたちの保育、教育もしくは医療費含めて子供たちに使っているお金と、生産人口であるとか高齢人口であるとかそういう年配の方々、言ってみればお年寄りの皆さんに使っているお金と、これがどういう割合になっているのかということって考えていく必要があると思うんですね。

通告もしないでいきなりそんなことを聞かれてもわからんわという話だと思うんですけれども、これはあくまで一定別な数字だと思うんですけれども、国の全体的なことを考えたりすると、子供に1で、お年寄りに11だという話があったりするわけですね。先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、資料があつて、全体の人口比でいくと南三陸町の場合は子供が1で、お年寄りが11ということはないんですよ。子供が2,000人いて、平成22年度のデータしかありませんけれども、子供が2,000人ぐらいいて、町全体が1万8,000ですから、その1対11なんてなるわけがないんですね。ただそういう予算配分がなされる現状があると。南三陸町の場合はどういうお金の使い方をしているのかということをやはりデータとして知らしめておかないとその後の論議というのもまた非常に難しいのかなと思います。今すぐでなくても結構なんですけれども、そういった視点に立ってその政策というのを考えたことがあるのかなのか、もしくは今後どのように考えていくつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず今回、子育て支援に力を入れるということで、保育料の問題等取り組みさせていただきましたけれども、あくまで我々は第一弾だという話をさせていただいておりまして、これから、全国でうちの町よりももっとすぐれた子育て支援の政策を取り入れている自治体が多々ございます。職員にはその辺をしっかりと調べると。こういうことをやっているからということではなくて、やはり我々謙虚にならなきゃいけないと思っております。やはり我々としてなかなかこれまで気がつかなかったような子育て支援の政策をやっている自治体には謙虚に学ぶべきだろうと私は思っております。

基本的な考え方をちょっとお話をさせていただきますが、うちの町の人口ピラミッドを見るとわかるんですが、地方創生で多分ここに重点を入れるしかないとは私は企画課によく言っているんですが、基本的にはどの分野がひどいというか、どんと落っこってるかということ、実は子育て世代なんです。その人数が圧倒的に少ない。ここをとにかく力を入れないと、まさしく地方創生の仕事がうちの町としてはこれは十二分に発揮できないだろうという認識をしておりますので、いずれ来月に第1回目の会議を開催をさせていただきますが、町としての方向性はこういうことだと、いわゆるこの世代に力を入れる、地方創生で力を入れる、そういう考えで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 民生費全体のうちの子育て支援の部分と高齢者対策の部分で、震災復興じゃなくて通常部分の経費どれくらいなんだというご質問でございましたけれども、決算統計上そこまで分析しているかどうかという資料もあわせて今手元にございませんで、今明確な答弁をすることはできません。申しわけございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その予算的な規模はわかりませんが、でも調べてみていただけるということだと思いますので、それはぜひその着眼点も必要なんではないかなというふうに申し添えたいという思いがあります。

町長は、一方で人口的に、南三陸町の人口ピラミッドを見たときに、その世代がないものだから、やはりそこをふやしていくとか、そこに伸び伸びと活躍してもらおうという政策を打っていきたくらいということ、これは非常に大切な一言だったんだろうなと思いますので、ぜひそれを具体の政策に生かしていただきたいなというふうに思います。

その若い世代が今要望として私の耳に聞こえてきたのが学童保育ということなんですけれど

も、今1点目でもお話しさせていただきましたが、人材が足りないのではないかと、そこは一つ課題だと思うんですね、まず。それで、以前に同じような質問をやはりしたことあります、私も。そのときは、スペースがないと、やりたいけれどもそういう場所が、震災以降ですね、学校にそういうスペースを設けることができないんだという場所の問題があるというお話がありました。ただ、事業計画を見させていただくと学童保育は足りてるとおっしゃっているんですね。さらには、資料を読むと、来年度、28年度からは、今2カ所というお話でしたけれども、3カ所にすると。人もスペースもないと言ってる割には来年から3カ所にすると、これはどういうことなのか、詳しくわかりやすく説明していただきたいと思うんですが。副町長のほういいですか、町長でいいですか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 前回私お答えしましたので、記憶の範囲内でもう一度お答えさせていただきますと思います。

まず、学童保育の関係ですが、3カ所にふやすとといったところは、その1カ所というのは戸倉でございます。戸倉小学校の隣に子育て支援施設というようなことで、保育所と併設をして学童保育をふやすと、これがまず1点でございます。

それから、スペースの問題につきましては、まだ具体には進んではおりませんが、基本的にはあいている学校の空き教室を使いたいと。それから、伊里前につきましては、できれば今の施設に拡充をして大き目にしたいというようなことでございます。先ほど町長ご答弁しましたが、23名、25名というような数字をおっしゃったと思います。これは既に定員を超えております、今の時点で20名ですから。ただ、全員が来ることはあり得ないだろうと、いわゆるそういう判断のもとで、定員はオーバーしているけれども、まあ受けてねと、そういうような形でございます。

あと大変なのは、やはり先ほどから論点になっております人材の問題です。保育所のいわゆる保育士の絶対数が日本全国で足りないというふうな状況になっております。ですから、資格の問題も含めてやはりこの辺は町としても手を打っていかねばならないだろうと。ただ、実際には高校を卒業して専門学校に行ってる方はいらっしゃるんです。戻ってきてないというのが実態でございます。都会で就職をしているというようなことでございます。ですから、魅力をもって町のほうに帰ってきてもらうというふうなことが一番いいんでしょうけれども。あとそれから、学童の資格につきましては、保育士以外に一定程度の経験を経れば研修等を受けていわゆる有資格者とみなすという、そういういわゆるみなし事項がございま

すので、今いらっしゃる方が2年3年勤務をしていただいて、さらに研修を受けていただければ有資格者となるというようなことをごさいますので、今いらっしゃる方をぜひ育てていきたいというようなことになっております。その辺も含めて子ども・子育ての計画書には書かせていただいたというようなことをごさいますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 大変わかりやすかったなと思ひます、町長の顔を見ながら言ってみましたが、

学童保育なんですけれども、やはり現状として厳しい状況にあるんだという認識でこれは間違いないだろうと思ひますね。学童保育を制度として、何でしょうね、必要があるから、預かってほしいという親がいるから預かるというのがもともと当たり前の話、当たり前というか、もともとそこから来てるんだだろうと思ひますけれども、どうせ預けるのであれば、例えばそこにプラスアルファというか、違う価値であるとか違う要素、違うメリットみたいな、例えばそこに行くと、何でしょうね、学力の向上にもつながるとか、コミュニケーション能力が上がるとか、英語がしゃべれるようになるとか、それは夢物語かもしれませんが、そういったメリットがあれば、例えば子育て世帯の人が、そういう学童保育があるのであればこの町に移住してこようとかいうことも考えられるのかなと、その一事でそうなるかという話に多分なると思ひますけれども。ただ、現状として、制度としてぎりぎりだから、今のお話聞くとそういったことを言っても現状では難しいと言わざるを得ないのかなと思ひますが、例えば学童保育にそういう新しい光を当てるという考え方は今のところあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） ご指名で……。実際には非常に難しいというのが現状だと思ひます。

ただ、やはり後藤議員おっしゃるように、そういう形で付加価値をつけていく、あるいは南三陸町で子育てをしたいというふうな、そういう環境を整えるためにはそういった特色を出していくことが大切なんだろうなと思ひてはおりますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 町長にはへそを曲げないでいただきましたかったところなんですけれども、

その特色を出していくということ、思ひはあるということであれば、先ほど、今お話の中に、町の人で資格を取ったけれどもなかなか戻ってきて働いてくれないんだということであれば、

町の人が行って外に出て戻ってきた場合には、ほかの都市部で働くよりも給料面で例えば厚遇するとか、または地元の人たちが地元の子供を育ててくれているんだということを発信していくとかいう付加価値もつけられると思うんですけども、そういう考え方は今のところどうでしょうか、どちらでも結構です、お答えください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どちらかというと地方のほうがいわゆる生活しやすいのかなと実は思っているのは、公務員、大体初任給同じです。都会で生活するよりも地方で生活したほうが生活費がかからない。ということはどういうことかと言えば、可処分所得が多いということになりますので、可処分所得の多いほうで生活したほうが生活しやすいあるいは豊かな生活が送れると、そういう感覚になるのかなと思いますが、ただ反面、考えれば、都会のそういった華やかなといいますか、そういうことも体験をしたいという方々もいらっしゃるということですので、その辺のバランスといいますか、その辺をどう落とすところがあるのかなというのはなかなか難しいところがあるのかなというふうな思いがあります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 一つの提案として、公務員の皆さんは割と地元の方が多分多いんだろうなと思うんですけども、その中で学童保育も地元の、もっと言えば例えばその地域の、歌津地区であれば歌津地区だとか戸倉地区であれば戸倉地区だとか、そういう人たちが資格を持って人を呼んでくるだけじゃなくて、その人たちが資格を取って子供たちを育てていくんだという雰囲気を醸成していくということ、これは立派に町の魅力の一つかと思うんですけども、そういった施策が、じゃ質問の方向を変えるとすれば、実現する可能性があると思いますか、ないと思いますか。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほど私ちょっとお話しさせていただいたんですが、数年の経験を経ればいわゆる有資格者とみなすというみなし要件がございます。ですから、今働いていらっしゃる方は全て地元の方でございます。地域の方々でございます。その方々に資格を取っていただいて、そこで地域の子供たちを見ていただくというようなことになりますので、今、後藤議員が言ったこととまさに合致することではないかと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 学童保育、いろいろ問題ありますけれども、現状で厳しいところもありますけれども、人の話とお金の話とスペースの話、スペースは学校の空き教室をというお

話でした。そこにすごくネックがあって、やはり使ってもらえない。もらえないというか、使うことがなかなかそこはハードルが高かったというような以前のお話があったように思いますが、そのハードルはクリアできたということによろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） これにつきましても先ほど、具体にはまだしっかり進めてはいないんですが、現実問題として学校の空き教室がふえているということには間違いございませんので、それを有効活用させていただきたいというような形で、改めて教育委員会のほうにお願いをしたいと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。

もう1点、学童保育とちょっと微妙な位置にあるのかなと思うんですけども、先ほど1点目とか3点目、一番最初の答弁で子育て支援センターのお話が何回か出てきたと思うんですね。そこを中心にいろいろ交流を深めたり意見を吸い上げたり、またそこで周知していったり発信、ソフト事業もそこでやっていきたいというようなお話だったと思うんですね。これは、せっかく計画いただいたのでそれを拝見させていただいたんですけども、子育て支援センター、現在行われていると思うんですけども、その利用率が14%でしたか、随分低いなと個人的には思ったんですけども、ただその利用率が余り、しかも頻度が月に1回から2回みたいなお話だったと思うんですね。そうすると子育て世帯としては今の支援センターの姿というのが余りうまく機能してないのではないかと、数字から見ると思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 議員おっしゃいますとおり、使用率のほうは低い状況にありますが、利用していただいている方にとりましては大切なサービスということになっておりますので、これをいかに多くの方が利用できるような取り組みに変えていくかということが大切だと思いますので、現状の教室等をもう少し拡大して実施したりとか回数を多くしたりといったことで考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 一応確認させていただきたいんですけども、利用したいという世帯が相当数いるんですけども、支援センターで開催される回数とか、もしくはその1回で面倒見切れる数とかがやや今のところ不足していて、その利用率が低いという数字にあらわれて

いるのか、余り利用しなくても、そこを利用しなくても子育てできるよという世帯が多くて、そもそも余り利用されないのだから利用率が低いんだという、これどちらなんですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 町のほうからの周知の仕方も少し足りないのかなといったこともあろうかと思えますし、こういったサービスを提供しているんですけども、それを利用したいという世帯の考えのほうも余りないのかといったことも両方あるんだと思えます。その辺をもう少し具体的に研究しまして、実際に必要なサービスを提供できるように考えてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 私も実際にいろいろ調査したりとかお話を聞いたりして実情を踏まえてもう一度お話しさせていただきたいと思えますけれども、余り利用されてないところに要は無駄な経費を使ってる余裕はないわけですから、そういった、もし可能性というか、事例があるのであれば、やはりそこはしっかりと検証すべきで、精査すべきだろうと思えますので、つけ加えさせていただきます。

今後必要な施策ということに入っていきたいと思うんですけども、お話の中で出たのは未満児ですかね、低年齢の方、お子さんたちを預かっていただく施設が不足しているということと、もう一つは延長保育、もう一つは病気になった場合、お子さんがですね、保育所とか保育施設で預かってくれるというのが非常に子育て世帯にとって心強いんだろうなというふうに思います。これもお金の話になるのかわかりませんが、そういった一つわかりやすい、クローズアップしやすい部分でもありますし、その辺の新たな取り組みというか、今後、今現状そこに手が届いていないのであれば、どのようにして手をそこに、手を差し伸べていこうと考えているのかということをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現状では、先ほど来お話ありますように、戸倉にも今度、来年から保育所が開設されると、それから子育て支援センターもあわせて開設されるということではありますが、子供の数も少ない、それから現在の定員に全く充足してない感じで子供たちが入所しておりますが、それを面倒見るマンパワーのほうも実際ぎりぎりというところがありますので、その辺をマンパワーの確保もあわせて考えながらその辺を進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 未満児の受け入れと延長保育は、マンパワーが足りればやりたいけれども、今のところぎりぎりだというお考えでしょうかね。何て言えばいいんですかね、病児保育とえばいいんですかね、実際に保育所へ預けているときにぐあいが悪くなったりしたときに、そこにそういう専門の保健の知識を持った方とかがいて面倒を見ていただくような制度あるところもあると思うんです。そういった取り組みというのは、資料によるとちょっと難しいねと、無理ですねということが書いてあるんですけども、「無理ですね」なのであれば、何が足りなくて無理なのかということですね。そこをちょっとご説明いただきたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 入所している児童がその場で体調悪くしたりといった事例の場合は、現状では保護者の方に連絡をして迎えに来ていただいたりといった対応が主であります。そこには体調のふぐあいの程度もあろうかと思うんですけども、それを体調が不良のまま町で預かることが、それが果たしていいものなのか、それが伝染病とか周りの子供にうつるような症状のものなのか、そういったこともありますので、そういった観点からも現状では体調が悪いお子さんには連絡を申し上げて迎えに来ていただいているといった対応になっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ちょっと質問とお答えが行き違うなと思うんですけども、現状ではできないのはわかるんです。専門的な医療の知識がないところにかえって預けておくのは難しいですし、ただお子さんは、特に未満児をこれからたくさん預かっていかなければいけないというのであれば、その親の負担を少しでも保育の現場で預かることで安心して働いていただいたりとか、子育てができますよとたっついていきたいのであれば、病気になっても安心ですよと、ある程度ね、その態勢というのはとっていくほうが良いと思うんです。いいけれども現実としては無理だと。何が足りないのと聞いているんですけども、現状はこう対応してますと言われても、そういうことではなくて、医療スタッフを呼んでくるお金がないのか、コネがないのか、もしくはそういう事例を扱ったことがないので制度がないのか、もしくはそういう要望がそもそも出てないので必要ないと思いますということなのか、その辺をちょっとはつきりさせたかったなということがあるんです。実際にお子さんが病気になった場合に預かりますよという制度を運用してるところはあるわけですよ、自治体で、ここではないですけども。そこを子育て世帯に手厚い施策をとることが飾りだけの言葉でないな

らばそこも考えていただきたいと思うんですけども、そのお考えはいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでの保育所の対応というのは、今、課長が答弁したとおりでございます。私も昔、子供が保育所にいたときにぐあい悪くして、電話が来て迎えに行ったという経緯、何回かございますので、やはり理屈ではなくて、子供が親にだっこされるというのは子供にとって安心感があります。親もある意味そういう思いがございます。ですから、やはり自分のかわいい子供が体調悪い、ぐあいが悪いというときに、やはりすぐそばに親がいてやるというのはこれは非常に大事なことだと、医療だけの問題で片づけられる問題ではないと私は思っています。ですから、これまでのそういった流れというのはそういう問題が底流に流れてきているのかなというふうな思いがあります。ですから、ぐあいが悪い、はい、医者呼べばいいと、そういう問題では多分ないだろうと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうなってくると話が違ってくるなと思うんですよ。何でしょうね、現実的にやりたいけれどもやれないんだという話じゃなくて、やる必要ないからやらないんだという話になってくると、これはちょっと引き下がれなくなってまいりましたので。

確かに、この町の文化だったり、東北地方というか、南三陸町の話でいいと思うんですけども、何かあったら親が来て、もしくは誰かいなければおじいちゃん、おばあちゃんが来て面倒を見る、預かって自分の自宅で何か看病するとか、それは別に、それは絶対やめろとか言いたいわけではなくて、それが自然の姿だというんであればそれもそうだと思うんですけども。若い世代はそうしたいけれども、例えば海外出張するとか県外に出張して働いている、1日8時間、9時間労働だけじゃなくて、毎晩残業して夜遅く帰ってくるパパ、ママというのはこの町いっぱいいるわけですよ。もっと言えば、単独で、夫婦そろってじゃなくて子育てしてる世帯というのも相当数あると思うんですよ、この町は。その人たちは現実的に子供がぐあい悪くなったときに、会社にももちろん断りを入れて休まざるを得ないんでしょうけれども、それが少しでも減ればもっと子育て楽になるのにとこの思いはあると思うんですよ。ないんですかね。そういう若者いないんですか、この町に。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういきり立たなくても多分大丈夫だと思うんですが。基本的にそういう問題というのは各それぞれ家庭には事情がございます。今おっしゃったような、毎日、夜遅い保護者もいるということもそれは当然あります。ですからそういうケースの場合には、

保育所とそれからそれぞれの保護者の皆さんが、ぐあい悪くなった場合にはどうしましょ
かねという話し合いはこれは当然できるわけですので、そこで対応すればいいと私は思っ
ております。何もそんなにむきになって話しするほどのことでも私はないのかなと思って冷静
に聞いておりました。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 若い人というのは「そう怒んなよ」って言われたらもっと怒るもんな
んですよ。

ちょっとなかなか難しいなと思い始めたんですけども、現時点で足りないものを「ないも
のねだり」してもしようがありませんから、今の環境の中で折り合いをつけていく、もしく
は今できる最大限の効果をなるべく発揮していこうという思いはそれは当然だろうと思いま
すし、そのお考えはある種正しいんだろうなというふうには思いますけれども、政策的にど
うできるかという話を私も余り具体的に持ってこずにこの話をしたのでよくなかったのかな
と反省するところもあるんですけども、実例であったりとか、もしくは実現の可能性も含
めてもう少し精査させていただきたいなと思いますし、また町民の皆さんの子育てしている
世帯、世代の人たちと情報交換しながら、実際のところっていうのはどうなのかねという話
をもう少し個別に詳しくしていきたいなとは思っています。

その辺にしておきたいかなと思うんですけども、ママさんたち、実際に子供の母親の人た
ちと町長いろいろお話しする機会というのはあると思うんですけども、例えば庁舎内にも
いると思いますし、改めて機会を設けなくてもいいと思いますけれども、すぐ近くにそうい
う方々がいるのであれば、実際にその施策を担当する人たちがそういう人たちの声を聞く
ということも大事だと思うんですね。子ども・子育て会議というものがあって、そこで実際
に保護者の方も委員としておられますけれども、そういうちょっとかた苦しい雰囲気
の場所だけじゃなくて、ママさんたちの愚痴に近いような要望を気軽に聞いてあげられる
ような場所だったり空間というのも演出していくことって重要なのかなと思うんですけ
れども、新庁舎もできたり、新しい病院もできたりしますから、新しい子育て支援拠点
施設もできていきますから、その辺はどのようにフォローできるとお考えなのか伺いた
いと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さまざまなケースがご家庭であると思います。役場のほうに、い
わゆる保育所といいますか、そちらのほうに言いやすいご父兄の方もいらっしゃれば、あ
るいはなかなか言いづらいと、したがって後藤議員のように地域課題がどのようにな
ってるんだとい

うことをいろいろ調査活動している方々に言いやすいという方々もいらっしゃいますし、さまざまなケースがあると思います。それはどちらから話が来るということではなくて、ある意味それは実際に保育に携わっている方々の素直な思いだと思いますので、我々も情報を収集しますし、それから後藤議員のようにそういった調査をしながらいろんな町民の皆さんの意見を聞いてそれをこの議会の中でぶつけていただくと、そしていい方向に持っていくということが、これが議会だし、これが議論だというふうに思いますので、どんどんこれからもお願いをしたいというふうに思います。

震災後できなくなりましたけれども、震災前、私は出前トークというのをやっておりました。2人以上の中学生以上が集まった場所には私が出向いて行って、そこでさまざまな地域の課題をお話をお伺いをするということをやっておしまして、そのときはやはりご父兄の方々、保護者の方の特にお母さん方が多いんですが、子育てで悩むということについてさまざまないろいろご意見を頂戴しました。やれる範囲はやってまいりましたが、いずれなかなかそういうストレートに直接お話を聞くという機会が震災後なかなか現実問題としてないという、そこがある意味ネックになっているのかなというふうな思いがありますが、いずれ皆さん方のさまざまな思いをどう受けとめて政策に展開をしていくかということが我々の大きな課題だというふうに思いますので、これからも一生懸命そういった情報収集しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 子育て支援の取り組みにつきましては、戸倉地区にも今度できます支援センター等をフルに活用いたしまして、多くの子育て家庭の皆さんにお集まりいただくような広場の充実とか、それとあと相談事業の充実等を図っていきながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長より答弁の訂正の申し出がありますので、これを許可します。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、先ほどロタワクチンとおたふく風邪のところ、ちょっと数値、具体のもの、資料を今見つけましたので訂正させていただきます。

ロタワクチンにつきましては、生後6週から生後32週までということで、対象は65名と想定しております。おたふく風邪につきましては、1歳以上7歳未満ということで、対象者数を477名と想定しております。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。

1点目、子育て世帯ですね、議場で政策としてどのように考えていくのかという姿勢、心的姿勢も含めてたすべきなんだろうと思っておりますので、具体的な数字とか政策に行った場合のリスクだとかメリットだとかということの一つ一つ細かくやっていくのは、この後、議場の外でもできるのかなとも思っておりますので。

先ほどの町長の答弁の中で、直接聞く場というのは大切だと思うというお話がありましたので、それは私も含めてですし、お互いに言い合ってお話し合って、腹を割って、何でしょう、余りこういうことは言ってもわからないかもしれないけどみたいなことを恐れずにお互いに言い合うということがこれは非常に、一つ、あらゆることを含めてそうですけれども、大切なことだと思いますので、それを確認できたのは個人的にはうれしいことなのかなとも思いますし、その分、これを見ておられる方等は、じゃ町長、ぜひうちに来いというふうに思っただけだと思いますので、また一つハードルが上がるとは思います、そこもひとつ対応していただきたいというふうに思います。以上で1点目の質問を終わりたいと思います。

もう1点ありますので、2点目は、町民の足を守る財源はということで質問させていただきたいんですけども、町民の足、いわゆる公共交通ですね、特にスクールバス、災害臨時バスということで質問させていただきたいなと思うんですけども、やはりこれ、新しいまちづくりを進めていく上で、町民も気になってると思いますし、またみずから意見を町に届けたりもしていることだろうと思います。やはり財源をどう確保していくのかということ、これ非常に今町民が気になっていることだろうと思います。なおさらその報道等、もしくは6月の頭に復興副大臣がお見えになって、これからの復興事業に関しては地元もある程度負担していただきたいというお話がありました。それについての一定の方向性、行政報告でもありましたが、示されたということも含めて、やはり不安が広がっているのではないかと思いますので、現時点での町長のお考えというのをぜひ伺いたしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤議員の2件目、町民の足を守る財源ということについて

のご質問ですので、お答えをさせていただきたいと思えます。

現在、ご案内のとおり、町が運行しております町民バス、町内11路線、町外1路線であります。町民の通院、通学など日常の足として運行しているところでもあります。このうち町内の路線につきましては、国の被災地特例を活用いたしまして、運行に要する費用の一部に国庫補助金を充当し運行しております。本制度につきましては、これまで毎年1年間の期限で特例制度が延長されてきたところでありまして、現時点では今年度で終了するという見込みになっております。今般の復興事業における地元負担を要する事業に本事業が掲げられていないことから、今後個別の協議を要するものと思われまますので、機会を捉えて本制度の継続を要望してまいりたいと考えております。

また、町外の路線につきましては、復興交付金の効果促進事業を活用して運行しております。効果促進事業につきましては、復興事業に係る地元負担の対象事業となっておりますが、当町においては既に一括配分をされておりますことから、これまでどおり財源の確保が図られる見通しというふうになっております。

町民バスの有料化につきましては、第3回定例会において菅原辰雄議員の一般質問の際に申し上げましたとおり、震災前のように町民が行政とともに地域公共交通を支えていくことが本来のあるべき姿と考え、年度内の有料化を検討しております。再度、課題を関係機関と調整を行い、一定の方針が定まり次第、議員皆様にもご説明をさせていただきたいと思っております。

続いて、スクールバスの現状等についてご説明させていただきますが、現在スクールバスの運行につきましては、被災児童生徒就学支援事業を活用いたしまして運行しております。本事業につきましても、町民バス同様1年間の期限で制度が延長されてきたところでもあります。平成28年度は復興特別会計で引き続き実施されることが国から示されておりますので、今後の情報をしっかりと注視をしてまいりたいと考えております。

町民バス、スクールバスを取り巻く環境については非常に厳しい状況ではありますが、町民の足は守っていかなければならないものと考えております。利用者負担に加え、協賛、広告収入などの地域負担を検討するとともに、引き続き国や県の補助金を確保できるようにアンテナを高くして持続的な運行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 町民バス、それからスクールバスという2点ですね。やはり気になっているのは、今のお答えの中にもありましたが、一部負担を求められるということで、今は

基本的に町民の皆さん無料でバスに乗っております。それが継続できるのかどうなのかということが非常に大きな関心事だろうと思います。今のお話を伺いますと、いろいろ細部に差異はあると思うんですが、スクールバスにしても町民バスにしても町内路線にしても町外路線にしても、国の補助、制度全体としての補助があると続くということのようなんですけれども、そういう捉え方でよろしいですか。町内全ての今走っている、今町民が無料で乗れるバスというのは、28年度以降も補助が続くということでもよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現時点として完全に担保されているというのにつきましては、町外の南方から町へ走ってくるバス、これについては効果促進事業の関係で、これは前倒しで入っておりますので、これは担保できるということですが、それ以外の町民バス、それからスクールバスにつきましては確定というところまでは残念ながら至ってございませんで、この間6月12日に仙台で会議があった際に、この件につきましては私のほうから長島復興副大臣のほうにお話をさせていただいております。いずれ今後どうなるかという方向性については町としてもお話をさせていただきたいし、それから先日、三、四日前に宮城復興局の梶原局長がそれぞれの町の個別の協議ということでおいでいただいた際に、この件については町としての課題ということでお話をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 100%というか、現実性がない部分に関しても今後とも国に対して働きかけていくんだということですね。意外というか、一部報道だとか恐らく町民の皆さんが持っている情報としては、町外路線が効果促進費に当たるので、そっちのほうに何か負担がふえそうだと、要は地元負担がふえそうだというような報道とかもありました。そこは効果促進費で前倒しでもらっているからという、その部分がなかなか一般の方にはなじみが薄いと思いますので、そっちのほうで確保されてるんだというのがちょっと意外な気がいたします。

まさにそこなんですけれども、町外路線は必要な路線だと思っておりますが、効果促進費もしくはその一部負担ということに関して少し焦点を当ててお話しさせていただきたいんですけれども、前倒しで効果促進費として国から町にお金が入っているのです、来年度以降も制度として現状どおりの制度、要は無料で町民の皆さんに利用していただくということが可能ですよということだろうと思うんですけれども、その一括配分というのが具体的にいつまでもつかということが逆に気になってまいります。来年度で全部使い切っちゃうのか、もしくは

は創造復興期間の10年先、今からですと5年先ですか、までの分が前倒しでもらっているのかどうか、そこをちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 細部の分については担当課長から説明させますが、この間言いましたけれども、南方仮設住宅にこの間移動町長室でお邪魔した際に、やはり南方の皆さんが一番懸念してるのは、南三陸と唯一つながっている町外バス、これが本当に今後続けられるのかというふうなご質問をいただきまして、そのときは大丈夫ですというお話をさせていただきましたし、それからもう一つには、例えば町負担があってもこれはやめるわけにいかない。南方に行ってらっしゃる方々が好んで行ったわけではなくて、これは町の政策という形の中であちらのほうに仮設でお入りになっていただいているという現実がございますので、ここは町の負担があってもやらざるを得ないということですが、しかしながら基本的にはこの分については担保されておりますので、まず一安心ということです。

この後いつまでなのかということになりますが、ご案内のとおり高台移転、造成工事もどんどん進んできておりますので、1年あるいは1年半、長くて2年あれば大体は造成工事が終了します。そうしますと南方の皆さんもこちらのほうに移動していただく、町のほうに戻ってきていただける、そういう環境になってまいりますので、ある意味勝負とすればこの一、二年、2年ぐらいが一つの勝負というふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 町外路線に関しては、要は町外の仮設にお住まいの方が、皆さんが最後の1人になるまで戻っていただくまでは、たとえ町の持ち出しになろうが、やり続けるという意味だろうということによろしいですね。わかりました。

そもそも、これは具体的な政策のことというよりは町長のお考えとしてお伺いしておきたいことが1点あるんですけども、今まで5年、4年以上ですか、復興に向かって国からいろいろな財源使って、町内でもいろいろな知恵を出しながら進んできたという経緯があると思います。その中で、やはり一番ハード事業といいますか、お住まいの再建、雇用の再建、産業の再生ということは、これはどうしても土を動かしたり山を切ったり海を埋めたりということですから、具体的に復興交付金としていろいろな事業ができたわけですけども、そこに町を実際につくっていくとか、人が暮らしやすい何かソフト事業を持ってくるとかということで、まさに効果促進費でやるべき事業が相当数あるんだろうと思うんですね。どちらかというと、この間のご説明でも、副大臣のご説明でも、基幹事業に関しては全部国でやりま

すから大丈夫ですとおっしゃるんですけども、いや大丈夫なのはもちろんうれしいんですが、ここから先、今まで効果促進について考える余裕がなかった部分ってあると思うんですよ。これからまさにそれを要望して、創造的復興へ向かって進もうとしているときに、創造的復興に使う財源だけ外されるというのはやはりちょっと納得ができないといいますか、大丈夫かなと不安に思うと思うんですね。そこを町長として、この町の首長として一応の考え方をどのように持っているのかということをお伺いしたいんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の思いというよりも、復興庁と相對してこの4年、闘ってきた職員の皆さんのほうがじくじたる思いでこの4年来たと思います。といいますのは、この間も長島副大臣が来たときにお話ししておりましたが、基幹事業に対して効果促進事業をどんどん使って創造的復興を果たしていただきたいというお話をするんですが、首長の皆さん共通の思いは、効果促進事業をもっと柔軟に使わせていただけないかという思いは皆さんお持ちです。これは大変復興庁の審査そのものについては非常に厳しい、そういうところでずっと推移してきましたので、ある意味本当に、この間も仙台で会議あった際に、復興庁のほうで説明あった際に、こんないろんなさまざまな事業に使ってますよと言ってますが、本当にそうなのかということも非常に我々としてはございます。ですから、本当にこれからもいろいろさまざまな形の中で基幹事業を補完する形の中での効果促進事業という形での金の使い方ということになります。そこにやはり本当に地域それぞれがこれから復興の道をちゃんと歩めるような、そういうふうな事業費に使いやすいようにしていただきたいというのが正直な思いであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） やはり柔軟に、要は町民の意識としても同じだと思うんですね。堤防をつくったり、高台を、山を切り開いて、低地部を10メートルかさ上げしてということは、自分たちがお金を払ってやれるわけがないわけですから、それは国のお力をお借りすると、面倒を見てもらう。ただ、それはすごく感謝するけれども、自分たちでも自由に使えるお金だってやはり欲しい。それを使わないと、一切合財流された町で、あとは自分たちでどうにかしてよと言われても、放り出されても困るという思いはやはりあると思うんですね。それはまさに町長初め当局の皆さんが同じ思いだということであれば、それはまさしく4年間闘い続けてきた上にさらにまた別な闘いがこれから始まるんだろうなと思うんですけども。それどうなんですか。中央としてはそこを復興はもう大体終わった、終わったとか言うにあ

れなんでしょうね、復興財源で面倒見るのはここまでで、あとは地方創生だからそっちで頑張れという考えなのか。それなら地方創生でやりたいことを効果促進費で見てくれよというのが一番わかりやすいと思うんですけども、そこをどうお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき復興庁の話しさせていただきましたけれども、この間、梶原局長が来たときに一番最初にちょっと私のほうからお話をさせていただいたのは、これまでの4年間、さっきとちょっと違う話になって恐縮なんですけど、これまで4年間、我々自治体が復興事業に取り組んでこれたというのにつきましては、まさしく国が10分の10の補助制度をつくって、それがあからこそ我々この4年間歩いてこれたと、そういう意味においては復興庁初め国、政府に対しては感謝したいというお話をさせていただいております。その中でさまざまな問題等が噴出をしてくているということがありますが、いずれこれから一部負担の問題等含めまして、我々もいろんな財源の問題等についてはいろいろアンテナをめぐらせて、どうこれから動くのかなということがありますし、それから事業いろいろこれから出てまいります。そういった際にどういう分野が一部負担等含めてかかわってくるのか、これもこれから注視していく必要があるんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 恐らくその交渉事というのは万事がそうだろうと思うんですけども、一方でお礼を言いながら一方で要求を突きつけなければいけないと。まさにその中で、中央とのやりとりもそうなんですけれども、質問文の中と先ほどの町長のお答えの中で、財源の話ですので、国の財源をどれだけ使えるのかというのがある程度明らかになったかなと思うんですが、今年度内に有料化と。

やはり有料よりは無料のほうが良いという人も一部にはいるんでしょうけれども、ただ、今お話ししていただいたように、さまざま複雑な交渉事を乗り越えて今の現状の制度があるわけですから、それを自分たちの使いやすいように持っていくんだというのであれば自分たちもある程度負担するんだと、我慢するんだということも、これ誰かがやはり言わなければいけないことでしょうし、理解も得られることではないかなと思うんですね。ただ、具体的に年度内に一体どの路線というか、何のバスが有料化を検討されているものなのかということと、具体的に例えばどれぐらいの料金だとか、もしくはやはり一律に何でもかんでも全部有料化だと、黒字化されるまで有料化するんだということをもし言おうもんなら恐らく料金は千何百円とかになっちゃうんだろうと思いますので、そうではないと思うんですが、であれば、

どの辺が落としどころと考えているのか、そういった具体的な案というのほどこまで進んでいるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは前に一般質問を受けた際にもちょっと私のほうからお話しさせていただいてるんですが、国から有償運行ということを求められております。それが補助金にはね返ってくるということになりますので、これは町としてもどちらが得かといえば、有償運行にしたほうが補助金の関係で得だということで、これから料金を取りたいというふうに考えております。ただ、料金を取るにしても、誰が考えても採算とれるということは全くございませんので、その辺の料金のあり方ということについてはこれから考えるというふうに思いますが、いずれ担当課長のほうから答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 現段階で金額ですとかそういう細かいところは正直考えておりません。ただ、町長申し上げましたように、有料に戻しなさいという、今、国の補助制度を使わせていただいておりますのでいいんですけれども、国の側から言えば、ただで走っているバスに補助は出せないということはずっと言われておりましたので、ある意味有料化にすることで、それは見方によっては復興にもつながるということですので、町としてもこれは検討する時期だということでございます。

どのバスかということですが、子供たちが乗っているスクールバスについてはやはり有料の対象にはできないのかなと思っております。スクールバスの中にも、名札は書いてありませんが、学校統合とかそういった政治的な事情で走っているバスもございますので、そこにつきましては現在有料化の対象には考えておりませんが、これから担当課といろいろ詰めていきたいと思えます。町民バスということで町内を走っているバス、これについては対象にしよう。それから、登米市から走っているバスにつきましては、ここについても登米市から南三陸町に入るまでは無料だとしても、町に入ってからはい定程度のご負担をいただくというような考え方もありなのかなということは話をしております。

それから、幾らになるかということなんですが、今の運行経費を乗っている方で割りますと1人頭で1,100円ぐらいの運行コストになりますので、このバスの運行費を全てバス代で補うということは到底これは考えられませんので、そこは一般的に、初めて有料化に戻すわけですので、ある程度の理解が得られやすいチープな金額になるんだろうということで現在考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ちょっと質問が多かったので、スクールバスに関しては、私も以前聞きましたけれども、身銭を切っても無料のほうがいいと個人的には思いますし、なおさらまだ高台移転が終わり切ってませんから、ダンプがばんばん走るところを子供に歩いて通わせるということは現実的にやらないほうがいいのか、やっちはいけないんだろうなというふうに思います。

利用者負担のみでバスを運行していこうと考えると1人頭の例えば料金が、平均というか、距離にもよるんでしょうけれども、1,000円を超えて1,100円ぐらいになるんだということはなかなか表に出てこない情報なのかもしれませんが、そこを含めて考えていくべきだろうなというふうに思います。問題は、問題はというか、今聞いてて一つ不安に思ったのは、今年度中に有料化しないと制度上問題があるので、有料化はぜひやらなければいけないと、有料化はほぼ決定事項で、ただ具体案がまだまだこれからですというのは、大丈夫ですかというのが本当に心配になってしまうんですけども、大丈夫ですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 有料化に向けた取り組みは、これから進めるわけですが、基本的にはこの12月か来年の1月か、その辺あたりを有料化の一つの目安、めどにしたいというふうに考えて作業を進めていきたいというふうに思っております。

震災前の町民バスも、大体収入は、経費1,300万円ぐらい、収入300万円ですから、町の持ち出し1,000万円ぐらいということになっておりますので、基本的には先ほど申しましたように採算をとるというふうについては考えてございません。国の制度をとにかく確保するために町として一定程度有料化しなければいけないと、その流れの中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その全体的な方向性として、結局町民のためになるのはどちらなのかなど考えた場合に、町の財政を圧迫しない方法をやはり選択すべきなんだろうなというのは一定程度の理解はできます、その方向はわかるんですけども。お伺いしたいんですけども、有料化の例えば細部の事情というのは誰がどこで決めるものになっているんですか、現段階で。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは明らかに私が決定をさせていただくということです。

基本的に、今後の課題として、無料であればそれにこしたことはないんです。これは後藤議員おっしゃるように、利用する方々も無料にこしたことはない。ただし、町の財政も我々は考えていかなければいけないということです。それから、我々考えなければいけないのは、これからそういった制度がなくなっていった場合に、年間大体委託金額1億円ぐらにかかっています、現在、各バス、それを将来的にどういうふうに確保するのということも我々行政サイドの人間としてこれも含めて考えていく必要があるというふうに思いますので、そういう全体の流れの中でこのような有料化に行くということをご理解をいただかざるを得ないだろうと。そういった面の説明責任、これはしっかり我々にあるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それは町長が決める、最終的に決定権があるのはそのとおりだろうと思いますけれども、例えばまちづくり協議会とかが提言書を出したり、町民の意見というものも十分に勘案しながら考えていただきたいなという思いと、ただそれでも譲れない部分とか、通さなければいけない部分ということもあるというお話のようですので、それについての説明はしっかり果たしていくんだということのようですから、それは引き続きしっかりお願いしたいなというふうに思います。

今お話の中で、今後につなげていく必要があるだろうと思うというお話がありました。お金の話で、バスが今まで無料だったのが有料になるから、じゃ乗らないとか、そういう問題でもないと思うんですね、町民の側としても。今まで無料だった、お世話になったんだから、今後はちゃんと自分たちで払える分は払っていきましょうと思う町民の方のほうが多いと思うんです、私は。その場合に、バスの利便性であるとか、ちゃんと行きたいところに行くとか、乗りたいところで乗れるとか、余りタクシーみたいに利用できるというのはバスとして現実的ではないですけれども、そういうサービスが、例えばお金を少し払っているんだからその分利用しやすくなったなとか思いたいというのもこれ人情だと思うんです。その辺はいかががお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは南三陸町として公共交通としてどういうシステムをつくり上げるかということに行き着くんだと思います。なかなか今議論ができかねている部分につきまして一つお話をさせていただければ、JRがどうするかということです。ここと町民バスとどういふような組み合わせをしていくのかということについて、JRともいろいろお話をしておりますが、まだ方向性というのはしっかり明確に出てないということですが、そういうこ

とも含めて南三陸の公共交通のあり方ということを検討していく必要があるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まさに今後のサービス向上ということであれば、選択として2つあるのかなと思うんですよ。サービスに特化していくとか、もしくはコストの面を最優先するとか、考え方があると思うんですけれども、今後の検討だと思いますが、どちらかだということであれば、町長はどちらを優先したほうがこの町の未来の公共交通というのは豊かになっていくとお考えでしょうか、どちらですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現時点として私からこっちが絶対いいということになかなか言いかねる部分があるんですが、ある意味、利便性を選択をするというのが町民の皆さんにとってはある意味いい方向になるんだろうと、そういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） すいません、いつもこういう時間までやってしまいまして、最後にしたいと思うんですけれども。

今のお話の中で、やはり一つ大事だろうなと思ってお伺いしておきたいんですけれども、JRとの連動ということは絶対に必要なことだと思うんです。ほかの議員も一般質問されますから余り踏み込むべきではないのかと思ったんですが、公共交通の今後として、私個人的な見解も含めて、BRTとの連動性が高い、BRTのほうが連動性が高いんじゃないかなと思うんです。その辺、最後にお答えいただいて終わりにしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） JRも含め地元自治体も含め、まだその辺の方向性というのが明確になってはおりませんので、個人的な感覚、考え方ということでご容赦をいただきたいんですが、ある意味、今、後藤議員がおっしゃるBRTのほうが町の町民バスとの連携についてはしやすいというふうには思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

通告5番、及川幸子君。質問件名、1、道の駅等の設置について。2、気仙沼線の鉄路復旧について。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。3番及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） それでは、議長の許可を得ましたので、登壇よりご質問させていただきます。

まず1点目、道の駅など設置について。

三陸道の延伸が復興事業と絡み、工事の進捗状況が順調に進んでいることは嬉しい限りであります。ご存じのとおり、45号線には北は大谷はまなす、南は津山もくもくの道の駅があります。中間であります南三陸町にはございません。今どちらの道の駅でも会員の創意工夫と販売意欲により客足も伸びているようであります。当町としても来年は小森インター開通の運びとなります。また、29年度までには歌津インターも開通します。国では地方創生事業に力を入れておりますので、ぜひこの事業を活用して農林水産物を販売できる道の駅もしくはそれに値するような販売施設を施策として考えてもらいたいが、町長の考えをお伺いいたします。以上、登壇から終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の一般質問にお答えをさせていただきますが、道の駅等の整備につきましては、震災復興計画の中でも新たな観光拠点施設の整備という観点から検討を続けてまいりました。震災から5年目を迎えて、市街地のかさ上げも進み、志津川、伊里前の各商店街の皆様も移転に向けた準備を着々と進められております。24時間利用可能な駐車場、トイレ、道路情報提供施設を備えた本来の意味での道の駅の整備につきましては、商店街整備と密に連携をして、町のにぎわいづくりへの相乗効果が生まれるように計画を進めてまいりたいと考えております。

議員ご質問の農水産物の販売所という点につきましては、既に入谷にはサン直売所、宮城県漁業協同組合直売所の戸倉にあるタブの木、それから柘沢のみなさん館などが地域の方々の手で運営をされております。また、志津川市街地に移転予定の新商店街の中にも、まちづくり未来、株式会社ですが、まちづくり未来が産直施設の整備を予定をしているというふうに聞いております。行政として、こうした民の力をしっかりと後押ししながら、にぎわいのあるまちづくりを図ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま民の力で戸倉、それから歌津、みなさん館というようなお話でございますけれども、みなさん館は、あそこはたしかNPOで、震災後、補助をいただいて地域の人たちがやっております施設であります。タブの木のほうは、私は中身はご存じないんですけれども。

私の言ってる道の駅というのは、もちろん民ではなくて、国の補助をいただいてやっていきたいというのは、これから話すことは、ちょっと道の駅では遠いことを例に出します。議長に制止していただかないようお願いしたいと思います。一般質問に絡んだ話ですので、話がそれてはいきますけれども、この一般質問の中身でのことですので、お願いいたします。

四、五日前の報道によりますと、生活不活発病、当町でやっておるNHKの番組で南三陸町が紹介されました。仮設暮らしで畑仕事や海の仕事ができなくなり、どんどん身体機能が衰えていくのを大川先生が仮設高齢者の方々に声がけして仕事や外に出かけられるようになりました。大変成果が上がっております。私は高い評価であると思っております、非常に。

よく私は諏訪中央病院の鎌田先生のお話を引用させていただきますけれども、人は仕事と愛があれば生きられるということですが、今、高齢者の方々は被災して仮設暮らしの人たちがいて、身体機能が衰えています。身体機能が衰えているということは心も衰えているということになるんです。それが仕事意欲をなくすという要因の一つになっております。そこを何とかサポートしていくのが仕事、なりわいでないかと私は思っております。私の思っていることは、そういう今までやってきた、そして今70、80の人たちが元気で暮らせるのは仕事、終戦後、物のない時代に生まれた人たちですので、働くことが美德と思ってる人たちが大勢おります。

前にも一般質問で私も言いました。流された土地、皆さんそれぞれ、志津川市街区、伊里前の町、それは町並み形成されるので、町のデザインが、隈先生のデザインが起用されてこれからつくられていきますけれども、そのほかの町は、町っていうか、部落、地区ですね、そこはうちも建てられない、今後そういったところをどのような活用方法していくのか。それと、その土地を活用して畑、前にも言いました、畑など花を植える人、畑つくっている人、そういう人たちが生産したものを持ち寄ってそこで販売する、そして売り子もしながら、自家消費している人たちがたくさんいると思います。ウニもまだ自家消費してますけれども、大型農家とか大きくやってる人は、漁協、それから農協に生産物を出します。それ以外の人たちが大分おります。例えば魚、きょうは2匹とったよ、3匹とったよって、そういう人たちが生きがいとしてその仕事を小さくてもやってるわけですよ。家庭菜園でやってる人もおります。そういった人たち、幾らでもいいんです、そういうものを販売して、自分たちみずから販売して、お客さんと触れ合ってコミュニケーションをとって、一日をそういうことで過ごすということはすごく大事なことだと思うんです。そんな観点から、いや今、みなさん館あるよ、タブの木があるよ、何があるよではなくて、そういう集いの場にもなり、そし

てそれが5円でも10円でも売るんだっていう、商品にして売るんだっていうような、その気持ち、生産性をわくわくさせる、そういうことを発想に変えていきたいと思うんです。

そんなことで、今、予防の話まで行きましたけれども、仕事を持つということは、それなり年齢に合った、定年が今60になってますけれども、そこは現役世代できちんとした勤めに出るでしょうけれども、65歳以上の老人人口ですね。今、ここにベイサイドに防集が出たりすると高齢者率が40%になりますということです。それから5年10年たっていくと、たとえ半分になったとしても、そういう人口をふやしていく、そういう世代の人たちを一線から退きながらも自分でできることを、何かできることをさせていく、してもらい、そして喜びをつかんで元気に過ごしていきたい。そういう人づくりをしていきたいと思うから言うのであって、その辺、今後高齢者の対策として、予防は今力入れてやってるようではありますけれども、施策として、もう一度、町長どのような考え、そういうものに頼らないでみずからが幸せに生きる、いつも町長は「きらりと光るまちづくり」と言いますが、それにつなげていきたい、そうするにはどうしたらいいかということ、もう一度お聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一つここは分け隔てして考えていただきたいのは、こういった問題を民がやらなければいけないのか、公がやらなければいけないのかということの切り口で考えるのはやはりいろいろ問題があるというふうに私は思います。

先ほどちょっと紹介をさせていただきましたが、入谷のサン直売所、及川議員、今度行っていただくとわかりますが、あそこはまさしく高齢の皆さんが自分たちの畑でつくったものをあのサン直売所に持って行って、皆さん方がお客さん来るのを待って、そこでお茶を飲みながらみんなでわいわいしながら売ってるのが入谷サン直売所。一方、タブの木におきましては、漁民の皆さん、自分で生産した皆さんがタブの木に行って、自分たちで生産したもの、それを皆さんで売って少しでも収入をとということをやっているわけですから、これが民であれ、公であれ、これは別に、皆さんの生活の生きがいということで考えていけば、どちらでも私は構わないというふうに思います。

さっきも言いましたように、今度まちづくり未来のほうで新しい産直をつくります。そういったときに、公でやった場合に、今までやっていた例えば入谷サン直もそうです、それからみなさん館もそうです、タブの木も、公がやることによって民の今までやってきたことを圧迫してしまうということにこれはどうしてもつながっていきます。その辺の整合性といえますか、これも考えていく必要があると、私はそう思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 先ほどの答弁の中で、3施設ですか、そういう販売所があるということの答弁のようですけれども、その3施設の実績など、わかっているればお示してください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） それぞれ民間のほうで活動しているものですので、町のほうで今把握している情報としてはございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 民間だから、ないのは当然、私もそれはわかってますけれども、それで民間がやってるからいいと、そういう考えだと思うんですね、町長の答弁は。それで民間に任せる。果たしてそれでいいんでしょうか。どれだけの成果が上がって、どれだけの人たちが、大まかでもいいですから、そういうことをわかってほしいんですよ。そしてまた、この町にとってそういうことが果たして必要なか必要でないのか、どうしていくかということもまたこれ施策の一つだと思うんです。私はそういうことをある程度のデータを持って、これから被災したこの町をどのようにやっていくかということをお皆さんで考えていきたいと思うんですよ。

そうした場合、そういう人たちがこれから、先ほどから言ってますように、高齢者人口をどのようにこれから健康老人をつくっていくかとか、保険税が上がらないようにとか、介護保険料が上がらない施策というものもマッチングしながら考えていくべきだと思うんです。

そうした場合、先ほどの答弁だと民間が3カ所やってるから、それさ町でやるとそこと整合性がとれなくなるから。じゃどの程度の成果がその3施設で上がってるんですかという答えだと「いや民間だからやってない」。それでは私は困ると思うんですよ、一緒に考えていかないと。民間があるけれども、じゃ被災した町、今非常に多くの田畑というか、田んぼの基盤整備を国費でやってますけれども、果たしてそれはどのぐらいの人たちが、やる人たちが、全部の人たちがそこを使用して農家としてやっていくのか。じゃそれは把握してますか、どの程度やっていくのか、基盤整備したところ。説明してください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 農地の復旧された部分の基盤整備がどれぐらい今産直に利用されているかという意味でしょうか。復旧する、整備を行っている面積は200ヘクタール余の面積ということにはなるんですけども、災害復旧した農地が現在産直の生産物を生産しているかということにつきましては、今年度からの取り組みですので、まだ産直のほうに出てくるのは今後という段階でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 農家の人たちが、今、水田、田んぼですよ、直しているのは、その方たちが、ほとんど農地を提供している人たちが、全部直した人たちが自分たちでやるのか、あるいは誰か大規模の人にさせるのか、その辺、わかってる範囲でお願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 復旧農地の関係ですけれども、現在、圃場整備ということで、復旧とあわせて圃場整備のほうを5つの工区で進めてまして、今年度新たに廻館工区を加えて6工区で圃場整備を進めております。それにつきましては、当然所有者の方、それからそれぞれの工区において組合組織がございますので、そういった方たちが中心になりまして農地を耕作していくという状況でおります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、農地を基盤整備しているところ、復興している農地、ほとんど今後利用されるという解釈でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） その予定で現在整備を進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それから、志津川、伊里前市街地を除いた各地区の被災した農地、町で買い上げた土地、それは今後どのように使っていくのかお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 3番議員、それは農地の話ですか、今言っているのは。

○3番（及川幸子君） そうです。

○議長（星 喜美男君） 町が買い上げた農地というのはありますか。

○3番（及川幸子君） 農地でなく、被災土地です、被災土地。買い上げた土地です。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 現在、志津川の市街地及び伊里前地区の一部を除きまして、町内で

98ヘクタールほどの宅地を買い上げしております。この宅地につきましては、今後の利用につきましては、昨年6月、国土交通省の課長名で出された文書に基づいて、今後災害復興に供する部分、いわゆる町が公共事業で使う部分とその他の部分に現在土地のほうを分けております。公共事業で町が使わない部分につきましては、今後災害復興に供するという前提の中で個人なりあるいは法人から払い下げなり貸し付けの申し込みがあれば、そのような形で貸し付けなり払い下げをしていく予定をしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 個人に貸し付け、払い下げが可能ということを知りました。

そういう中で、少しでも生きる希望というか、元気、被災しても元気で自分の前のうちに行ったり来たりしながら仕事というか、家庭菜園をしながら生きがいを見出して生活していけたら地域の人たちも元気になっていくのかなと思われま。そこでそういうことを、一人一人の思いというのはさまざまですけれども、仕事意欲を持たせるにはどうしたらいいかということをおもひで考えていきたいと思ふんです。結局、先ほどから言ってます元気老人、いろいろ自分の今まで経験してきたなりわい、そういうものを生かしていくということが非常に大事なことだと思ふんです。生きる気力、そこから生きる気力が出てくるんだと思ふます。それを皆さんで考えてこれからこの被災した町をつくり上げていきたい、私はそう思ふんです。ですから、この道の駅、今3施設があるからあとはつくらないと言いますけれども、例えば志津川の市街地、伊里前の市街地、出た後でもそこに何かしらそういう道の駅的なものを施策として考えているのかどうか、町長、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どうも及川議員のお話を聞いておりますと、公務員人生がずっと長かったわけですから、何でも公が抱え込まないと事業が進まないと、そういうふうなどうも論法に聞こえてくるんです。私はある意味、民出身ですので、民の役割、公の役割それぞれあると思ふます。ですから、今ご質問の部分につきましては、何でもかんでも公がやらなければいけないという必要性をお話を聞いていて私は感じません。ですから、ある意味、民で今までやってきた部分については当然これからもやっていただきますし、それから新しく民でスタートをする部分もございまして、そちらのほうでしっかりやっていただきたい。

お年寄りの方々の生きがい、それは当然そうでございます。ですが、じゃお年寄りの方々が、そういった施設をいっぱいつくって、どれほど生産をして、どれほど抛出をしてもらえるかということも考えていかないと、これは供給と需要のバランスです。その辺も十二分に考え

て議論していかないとなかなかこの話はおさまらないと私は思っておりますので、その辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、町長の答弁だといっぱいつくっていくというような答弁ですけども、私はいっぱいつくれとは言ってないです。地域創生の、今、国では地域創生絡みで手上げ方式で補助を出してやりますよということをうたっております。そういう補助事業を使って道の駅なるものをつくってはどうかと話してるので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今販売している施設3つございますが、そこでも皆さん方、生産したものを販売しております。施設をこれから今またもう1つつくる、4つになります。今、及川議員のお話をお聞きしますと、まだ公でつくれと。5つも6つも産直の施設をつくっていくわけです。そのときに、売るのがその場所にはない施設も出てきます。それが果たしていいんですかということになりませんかということで、さっきからお話ししているのは実はそういうことなんです。いわゆる生産がこれぐらいあって、それから販売できるのがこれぐらいあってと、そういうふうなバランスをどうとるかということも考えないで、ただ施設を公でつくればいいんだという論法にはどうも私はくみしないということで、さっきからお話を差し上げております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この間の11日の新聞で大谷の道の駅のことが載ってました。大谷の道の駅は、農林産品、水産品、食品加工品、手芸や花卉の5部会で構成しております。水産物は前年度より44%の増加ということで載ってますけれども、暮れに大谷の道の駅は歌津からアワビを持って売っております。本吉のアワビでなくて、歌津のアワビが売ってます。そうしたことから、まだまだ地元南三陸町で水産物が、おいしいものがたくさんとれてます。そういったものを、地元の宝を地元のここで売るにはどうしたらいいか。果たして今の3施設だけに任せていいのか。漁協だけに任せて、漁協や農協だけに任せていいのか、その辺を考えてもらいたいと思うんです。私は何個つくれということはいません。ただ、そういうふうに相乗効果のあるやり方をやっていけないのかということをご提案してるんです。何も高齢者だけのものを売るというのではないんです。そういう人たちもいる、また宝も海でいっぱい南三陸町でとれるものもいっぱいある。そうした大型農家、大型漁協だけではなくて、そういったものが日々売れて、向こうから、他町から来た人たちに買ってもらいたい、

そういうふうにするにはどうしたらいいかということを考えてもらいたいということをお話しているんです。また、その3施設だけでそれが十分に売り買いできれば、販売できればいいんですけども、ではこれからその3施設がどのような売り上げになって、どのようなものを出して、その人たちが何軒ぐらいでそこをやっているのか、そういうことを後でいいですから、きょうは突然のことでわからないと思いますけれども、もし聞けるのであればその辺もお願いいたします。

それから、このことについては、今後、道の駅になるか、それらしいものになるか、国の補助事業を使ってやる事業はこれからはないということなんでしょうか、町長、もう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員の発想が施設ありきでお話をしていますから、なかなかそこが相入れないところが実はあります。といいますのは、何で私こういうお話ししますかというのは、及川議員を私は見たことございませんが、震災以来もう47回ぐらい毎月、復興市を開催しております。これはまさしく地域の物産をその場所で販売をいたしております。例えば1月ですとタラまつりとか、2月でしたらカキまつりとか、その折々の物産をその復興市で地域の皆さんがその場所で売っております。施設がなければ売れないということではなくて、施設がなくてもそういったイベントで町民の皆さん方が南三陸町の物産を全国の皆さんを相手に販売をしております。ですから、施設ありきでお話をするとどうしても先ほどのような議論になりますが、そうではなくて、南三陸の物産をどのように全国に売っていくんですかという考えのもとでいけば、こういう問題も含めてやっております。

それから、あわせて、3月15日にボランティアの、何でしたか、ボランティア感謝の集いをやりました。その方々に南三陸応援団になっていただきまして、全国にみんな散らばってます。そういった方々に南三陸の物産を売ってもらうという資格もやっていますので、施設ありきではなくて、どうやってうちのものを売るかという発想に転換していかないと、建物は建てました、お客さん来ません、売るものありません、その金は誰が出す、税金で出す、こんなばかな話は絶対ないと思っておりますから、そこはひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ではその復興市は、今後も引き続き、続けてやっていくという方針でよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは実行委員会の皆さん方のお考えですので、私のほうからずっと続けていくというお話をできる責任ある立場でございませんで明言はできませんが、しかしながら少なくとも毎年1回開催をしているということで、これからもやっていきたいと、実行委員会の皆さんのお話はそういうお話をしております。しかしながら、これが実行委員の皆さんもだんだんご高齢になっていって、これがあと10年続くのか20年続くのかわかりませんが、一定程度の年数は続くと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この復興市の評価は私も高く評価しております。そしてまた、ボランティアさんの人たちが当町に大分入っていることも知っております。

そうした中で、今、町長はそういうハード面には今後やらないということで、復興市があるからということなんですけれども、今後もその復興市に任せて、町の施策としてはそういう道の駅なるものにはタッチしないという解釈でよろしいんですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 24時間利用できるトイレとか情報発信場所とか、それから駐車場とか、そういうのは町として当然道の駅の施設として整備をするのは我々です。そこは我々がやっていきます。ただ、先ほど言ったように、産直を売るから大きな施設をつくれとかというのはこれはまた別な次元の話だということを、さっきから申し上げているのはそういうことですので、ご理解をお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、1点目はここで終わりにいたします。

次、2点目です。2点目、気仙沼線の鉄路復旧について。

鉄路復旧に向けて、国は公費の負担が難しいとの見解を出されました。町長は、鉄路復旧に否定的、前向きではない。今後の対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の2点目、気仙沼線の鉄路復旧についてお答えをさせていただきますが、JR気仙沼線の鉄路復旧につきましては、去る6月5日に気仙沼線沿線自治体首長会議が東京で開催をされました。JR東日本が示した課題について、改めて国が負担をしないということを表明をいたしました。JR東日本が以前から示しております課題とは、災害時における乗客の安全確保のためにはルート移設が必要となり、復旧には700億円もの費用を要します。JR東日本単独での負担は難しいことから、原状復旧とした場

合の費用300億円との差額400億円を国、沿線自治体に協力を求めるというものであります。これに加え、年々利用者が減少しておりまして赤字路線であることから、J R 東日本は鉄路復旧に対して慎重に検討してきたものと思料されるところであります。

当町では現在復興事業が進行し、市街地では基盤整備が進んでおります。徐々にではあります。復興後のまちづくりの姿が見え始めた今、鉄路復旧の方向性を出す時期に来ていると考えております。気仙沼線は全線開通まで80年という歳月を要した悲願の路線であることは十分承知しており、決して鉄路を否定するということではなくて、本町の復興事業のみならず、国や県の事業も含めて現実を見詰め直し、復興まちづくりを進めざるを得ない状況であるというふうに思っております。

このようなことから、今後もJ R 東日本や関係機関、沿線首長との連携を密にし、早期にその方向性をお示しできるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の答弁は決して否定的なことではないということを私は今の答弁で思いましたけれども、今の答弁を聞くまでは、私は新聞等を見ても、気仙沼市長は前向きに何とかしなきゃいけないという声は聞かれるんですけども、我が町の町長は何かどうも気仙沼市長との温度差があるんでないかなというふうなことで来ました。ここの議場に入りました。幾らか、今の答弁を聞いて、幾らかでも脈があるのかなという思いがしておりますけれども。震災前は赤字路線だったということは私も記憶の中にあります。しかし、だからといって、今まであったものがこの未曾有の災害でなくなり、400億かかるから、J R が出せないからできない、それで果たしていいのか、私は疑問のままでここまで来ました。あったものがなくなるって、それが路線変更なるから、赤字だからできない、そこにすごく不満と疑問を持ちながら来てましたけれども、宮城県で気仙沼の市長さんが前向きにやっている中、宮城県、そして岩手県、福島、この3県が、被災した県の首長、市長、県知事、一緒になって進めて国に訴えていくのがトップとしての仕事かなと思っておりました。

そして、ここで1年ぶりの議論再開と新聞に載りました、首長会議のことが。B R T、今までは町長はB R Tが、お客さんが多いからB R Tで済まそうというふうな判断と私も思ってきました。しかし、この町を復興していくには、やはりこの町の人たちではどうにもならない。定住人口も少ない中、やはり交流人口、先ほど言ったボランティアの人たちが戻って、そしてまたここに来てくれる、リピーターをつくって来てくれる。そうした場合、やはり列車がないと来ても不便な町になってしまう。この宝の恵みの自然豊かな町が遠のいてしまう。

ぜひとも私はこの鉄道が、鐵路が欲しい。復興してほしいではなくて、復興してもらいたいですよね。あったものをなくしてはならない。私たちの時代は、今、車社会で三陸道も通ってるから、車社会だからいいんだって、そう思うかもしれないですけども、次世代の子供たちが学校に通う、高齢者の人たちが大きな病院に通うとか、やはりそこには鉄道というものには必ず必要になってくる。誰にとっても必要になってくる。BRTだけでは間に合わない。そうしたことから、80年も悲願の鐵路をここで断ち切ってはいけない、私は思うんです。我々議会も復興庁まで行って鐵路の要望をしてきました。そうした中、やはりこの鐵路だけは自分自身も政治生命をかけると言ったぐらい大事なものとしてとり、また今回も一般質問に出させていただきます。

この思いを再度、町長のただいまの、5年かかるか10年かかるかわからないんですけども、400億というものの重さ、自分としてもとてつもない額ということはわかりますけれども、そういうことを訴えていくということが大事でないかな、JRそして国までも動かしてもやっていかなきゃないという強い信念が必要だと思うんです。もう一度そのところを町長の信念をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 率直に、お話を聞いてまして、できればこういうときこそ反問権が必要だと私思っております。まさしく情緒的な話だけでこの問題は解決しません。現実問題として400億円という金を及川議員はどこからどのように持ってきて、どのようにそれを復興財源に充てることができるのかということについて何ら考えがなくて、町のほうだけで400億円を何とかしろという議論についてはまさしく無責任だと私は思っております。

我々はずっとこれまで4年間やってまいりました。基本的に我々が今やらなきゃいけないのは、この復興事業をいかに早く進めて、しかも高台移転を進め、住宅再建を進め、産業なりを進めるということが我々に与えられた使命でこれまでやってまいりました。しかしながら、この間、同時並行でJRの鐵路の再編の問題も我々はずっとお願いをしてきました。今、及川議員がお話しするようにこれから5年も10年もこのJRの問題で頑張っていけということは、どういうことをおっしゃっているか。町民の皆さんにあと5年も10年も復興の姿を見せなくてもいいということを言ってるのと私は同じだと思っております。それはこういう立場の人間としてあり得ないことだと私は思っておりますので、ここはやはりもう少しお互いに冷静に議論をして、今本当に鐵路がどのような状況なのか、鐵路を復旧するためにはどういうことが必要で、なぜできないのか、BRTでだめなのかとか、そういう議論を私はするべきだ

と私は思っております。

基本的に鉄道でなければならないというお話ししておりますが、基本的に便数については鉄道より倍あります。前は鉄道で1本、子供たちが乗りおくれれば学校に遅刻しましたが、今現実問題として、おくれれば、次のバスが来ればそれに乗って行って間に合う。今利用している方々は、BRTの便利さ、利便性、それを彼らは言ってますよ。及川議員はBRTに何回乗ったかわかりませんが、BRTの利便性というのはやはりあるんですよ。そこもやはり見据えなきゃいけないと私は思っております。だから、本当の意味でこの地域の公共交通、先ほどもちょっとお話ししましたが、公共交通としてJRの鉄道なのかBRTなのか、お互いに本音で議論するということが時期として来ているんじゃないかと私はそう思っています。理想論とかそれを言い始めたら際限ないんです。

我々は現実と向き合わなきゃいけないと言ってるのは、今、町の中のかさ上げがどんどんどんどん進んできて、ここに鉄道をどうはわせるんですか。それから、従来のトンネルにかさ上げになったところからどのようにそのトンネルに接続するんですか。完全に急勾配です。ジェットコースターのような勾配になっています。そういうところに鉄道をかけるなんていうのは、鉄道を復活するなんていうのは、正直、現状としては無理なんですよ。そういうことも及川議員はもう少し議員の立場としてしっかりと見ていただかないと、ただ単に理想論をどうすればいい、こうすればいいというだけの話ではこの問題は絶対解決しません。いずれJRがBRTなのかあるいは鉄道なのかというのは、多分来月あたり会議予定しておりますが、そちらのほうで一定程度のJRの考え方が出てくるというふうに思います。その際にも私は明確に町の考え方はお話しさせていただきたいと、そう思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の答弁で、先ほどの1回目の答弁とは甚だ状況が変わってきてますけれども、気仙沼市長さんは前向き、南三陸町長は後退的、そうした中で、県内の走る、鉄道を走る三陸線は一体どうなるんでしょうか。理想論だけって町長は話されましたけれども、現実に今宮城交通が仙台まで走ってますけれども、それに1台ですから、おくれ、満杯、気仙沼で満杯になると、南三陸、歌津からでも戸倉からでも乗れなくなるんです。そういう人たちは私は目の当たりにしてきてます。BRTだけで補えない。そういう仙台に行く人、そういうことを見てきてます。そうした中で、それをそのままにしておいて、BRTだけに任せておいていいんだろうかと常々思ってます。現実にそういうことがあります。そういうことからしても、私は県内の首長さんたちが連携して、ここでBRT、国に訴えていくべき

だと思っんですけれども、そういう宮城交通の不便さをご存じでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 宮城交通では、いっぱいになった場合には運転手さんが後続に連絡をして次のバスが来るように手配をしております。そういうふうな対応をとっています。それから、6月27日からJRは前谷地までバスを走らせます。こちらのほうで行けば仙台までの交通の便というのは確保されるということになります。したがって、JRもBRTとして今運行している間に、どのように地域で利用される方々が不便を講じないようにするかということできざまな今取り組みをやっております。そこも見ていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、呼べば後続のバスが来ると。それはどこから来るんでしょうか。どこに電話かけて、どこから来るんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私はそれは存じません。JRのほうでそのような段取りはしているようでございますから、JRのほうで後で確認してみます。JRでない、宮交です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私は実際に団体を連れていくときの、歌津からですけれども、それも例えば10人行くのに5人しか乗れないとか、たった1人で行く人も置かれたとか、そういうことを目の当たりにしてます。今、宮城交通で、いつから始まったのか、そういう置いた人があるのかなのか、そういうことをご存じですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議論を戻したいんですが、今、一般質問で出ているのはJRの問題を今お話をしているので、宮城交通の話をしているわけではございませんので、一般質問通告しているのはJRをどうするんだという通告です。宮交をどうするんだという通告ではございませんので、そこはひとつ質問の内容等については通告どおりにやっていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そういう事態が現実にあるから私は鉄道が必要だと、そう申し上げたいんです。気仙沼市長さんが前向き、南三陸町長が否定的、そしたらどうなりますか。

○議長（星 喜美男君） 3番議員、今何を聞きたかったんですか。及川幸子君。

○3番(及川幸子君) 気仙沼市長さんとの食い違いが今後のJRとの会議の中でもそういったことが今後どこまで行ってもそういう線上で行くんでしょうか。

○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 菅原茂市長には市長なりの考えがございます。表に出ている部分が全てなのかということになりますと私もそこはわかりませんが、基本的には菅原市長の考えは考えとして私は尊重せざるを得ないというふうに思っています。南三陸の考えは南三陸の考えでございます。そこは迎合する必要もないですし、お互いに議論をちゃんと闘わせればいい、そういう話です。

○議長(星 喜美男君) 及川幸子君。

○3番(及川幸子君) このことについてはそれぞれの市長と町長の首長の考え方の相違でありますけれども、鉄路復活についてはちょっと遠いというような自分の受けとめ方ですけれども。果たしてそれで、この町が復興していくのにそれでいいのか、それ以外考えられないのか、今、思いがありますけれども。では、鉄路復興に町長は否定的ですけれども、鉄路がない場合、どのようにこの町を、復興した町の交通網をめぐらしていくのかお伺いいたします。

○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 先ほど来お話ししてますように、鉄路がなくなって、うちの公共交通が全てなくなるということは私は一言も言ってございません。BRTなのか鉄路なのかということの議論の中で、ある意味、今現状として鉄路復活というのは非常に難しい状況にあるのではないかと、そういう現実を私はお話をしています。どちらに決まったわけでもございませんし、先ほど来お話ししますように、来月あたりに多分なろうかと思いますが、東京のほうでJRを含めた会議が開催されます。その際にJRとしての考え方、それをお示しになるというふうに思いますので、そのときには私としての考え、南三陸の考えをお話をするということですので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(星 喜美男君) 及川幸子君。

○3番(及川幸子君) BRTなんですけれども、今後もBRTならば、これから有料としている町内を回って歩くバス、それらをうまくマッチングしていく期間というものは大体どのぐらいなのか。期間、その補助事業があるうちは、町内をめぐる有料のバスもBRTとマッチングしながらさせていくという方向でいいんでしょうか。

○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 前段としてお話ししますが、BRTと決まったわけでもございませんか

ら。ただ、基本的には、先ほども後藤議員の質問のときにも答弁させていただきましたが、
鉄道とBRTのどちらが町民バスと連携がとりやすいかという話になったら、これは紛れも
なくBRTのほうが連携はとりやすいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） じゃ来月の国とJRとの話し合いが終わった時点で、また結果を見なが
ら質問したいと思います。以上、この点については終わりにします。

○議長（星 喜美男君） 以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

日程第4 陳情3の3 防犯カメラの設置に関する陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第4、陳情3の3、防犯カメラの設置に関する陳情書を議題とい
たします。

本陳情について、総務常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますの
で、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。総務常任委員長三
浦清人君。

○総務常任委員長（三浦清人君） この陳情、防犯カメラの設置に関する陳情書であります。総
務常任委員会に付託されまして、委員会といたしましてこれまでいろんなところに調査に出
かけまして審査をいたしました。その結果、ただいま事務局長が朗読したとおりであります。
よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。（「なしの声あり」
ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情3の3を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択すべきものです。本陳情は委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情 3 の 3 は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第 5 請願 3 の 1 防災対策庁舎の宮城県への委譲を求める請願書

○議長（星 喜美男君） 日程第 5、請願 3 の 1、防災対策庁舎の宮城県への委譲を求める請願書を議題といたします。

請願者より誤字を訂正したいとの申し出があり了承しておりますので、ご報告いたします。

東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本請願についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に審査報告書が配付されておりますので、会議規則第 41 条 3 項の規定により省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

委員長報告が終了しましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なしの声あり」）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願 3 の 1 を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択すべきものです。本請願は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、請願 3 の 1 は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は 2 時 15 分といたします。

午後 1 時 5 8 分 休憩

午後 2 時 1 4 分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 報告第1号 平成26年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、報告第1号平成26年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第1号平成26年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成26年度予算のうち、3月定例会及びその後の臨時会において繰越明許費のご決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、これを報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 報告第1号の細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

平成26年度の一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。この表に列挙してある全部で30の事業につきましては、本年3月に2度の補正予算ございましたが、その際予算として繰り越しを認められた予算、それが実際にはどれだけの金額が平成27年度へ繰り越されたのかをあらわしたものになります。

議会に対して報告する根拠につきましては、町長が提案説明で申し上げましたが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越したときには、翌年度の5月31日、本年5月31日までに繰越計算書を調製して次の議会に報告しなければならないと、これが地方自治法施行令第146条に規定されてございますので、これに基づくものでございます。

表の表頭の金額欄、これは予算で設定した限度額でございます。隣の翌年度の繰越額が実際に平成27年度へ繰り越した金額でございます。実際の繰り越し率は99.2%でございました。

3ページをごらんください。

限度額の合計欄118億1,090万円に対しまして、実繰越額は117億2,169万3,000円でございますので、これが99.2%という形になります。

また、財源内訳の中で既収入特定財源は、既に平成26年中に収入した国庫補助金等でございますので、未収入特定財源、これは事業完了後の本年度、27年度に収入を見込む財源でございます。したがって、繰り越し予算の財源として、現金尻で平成26年度から平成27年度へ送るものにつきましては、既収入特定財源と一般財源の合計額37億6,198万1,231円となります。

最後に、各事業の完成予定を申し上げます。2ページにお戻りください。

まず、総務費の地域住民生活等緊急支援事業、平成28年3月。海岸保全事業、28年3月。道路新設改良事業、27年8月。道路ストック点検事業、27年8月。保育所等災害復旧事業、28年1月。農業施設災害復旧事業、27年9月。林業施設災害復旧事業、27年5月、これは完成しております。漁港施設災害復旧事業、28年3月。公共土木施設災害復旧事業、28年3月。松原公園災害復旧事業、27年8月。庁舎災害復旧事業、27年6月、ほぼ完成しております。戸倉小学校災害復旧事業、27年8月。戸倉公民館災害復旧事業、27年7月。魚竜化石等災害復旧事業、27年8月。応急仮設住宅解体移築事業、27年6月。南三陸農業協同組合施設整備事業、27年6月。農業集落防災機能強化事業、27年12月。被災地域農業復興総合支援事業、27年8月。シロサケふ化場建設事業、27年9月。塩水取排水施設整備事業、28年3月。水産加工工場等施設整備事業、28年3月。次のページをごらんください。震災復興記念公園整備事業、27年12月。情報通信技術利活用事業、28年12月。高台接続道路事業、27年6月。津波復興拠点整備事業、27年12月。都市再生区画整理事業、27年5月、完成しております。防災集団移転促進事業、27年6月。志津川市街地景観形成事業、27年10月。伊里前中心市街地整備事業、27年6月。志津川地区土地計画用途地域変更事業、27年12月。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6 番今野雄紀君。

○6 番（今野雄紀君） 6 番です。

1 点だけ伺いたいですけれども、2 ページの一番下、水産加工工場等施設整備事業、これは金額がかなり多いんですけれども、18億円ということで、28年3月までにこれは大丈夫なのかというか、どういう形での加工のあれなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 明許繰越として26年度に決定されました、これは8分の7の補助率によります水産加工施設の整備事業補助金であります。民間企業の中で新たに5人以上の雇用をもたらし、地元の原料を使って起業するというような事業者に対する補助事業でありまして、これは27年度に繰り越してそれぞれ整備が進められているというような事業でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の説明でわかったんですけども、実際これからかさ上げした上の部分等に多分なるんでしょうけれども、現在でも結構加工場が、私はちょっと余り詳しくないのでわからないんですけども、復旧しているみたいなんですけれども、予算は全部使い切れるぐらいの繰り越しなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 26年度に採択いたしました事業は全部で5事業、5社に対する交付決定でございます、それぞれ土地につきましては自社で確保済みというようなことでの申請になってございますので、予定どおり事業が進めば27年度中には完了するという予定でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 26年度の一般会計の繰越明許、今説明をしていただきまして、完成見込みなども話されたんですが、国のほうでは自己負担、これからの事業については幾らかの負担をしてほしいと、復興大臣。町長はそれに対してできるだけ国費でやってほしいということ再三、協議会なりで話をさせていただいているわけですが、この今事業着手している部分につきましてはそういった心配はないかと思うんですが、行政報告の中に我が町の負担額、暫定的に1億円ぐらいだというような行政報告の中にあつたんですが、その1億円の内容、今の段階でどれほど発表ができるのか、我々も知っておかないと、大まかで構いませんので、その辺のところお願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうから。地方負担の一部負担求められた場合に、現状の国で示されている基準に沿って町の影響額を試算したところ1億円というところで、大きく3つございます。

まず1つは道路整備野事業でございます。これは社会資本整備総合交付金、いわゆる社総交と言われている事業で、これは復興にかかわらず従来ある制度なんですけれども、この事業

で行う道路の予定が大体17億円を見込んでございます。それに対して負担率が2.3%、約3,900万円ぐらいと見積もっております。2つ目が町管理の漁港の分です。防潮堤です。これが総額で20億円を見込んでおります。その負担率が2.5%ということで約5,000万円。3つ目が効果促進事業、これはきのうも効果促進につきましてはさまざまご回答申し上げたところですが、一括配分の中で一定程度の負担が伴うというところで、これから当町で今効果促進で事業を予定しているものが現時点で決まっているもので約10億円でございます。その1%を負担するというので1,000万円、この3つを足しますと約1億円ぐらいというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この3つの事業が町のほうで負担しなければならないというような、今の段階でですね、今の段階で試算をしているということではありますが、この負担に対しての交付税といいますか、国からの交付税算入になるのかどうか、その後。それが何パーセントぐらいが見込まれて、実質手出しは幾らぐらいかなと。それもなかなか、これからのことですから難しいことも出てくるんだろうと思いますが、大まかで構いませんので、その辺も。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 震災復興特別交付税が一般財源相当で補助裏分で来るわけなんですけれども、今、企画課長がご説明した内容ですと、例えば社総交の事業ですと国の補助率が通常55%でございますので、町の負担が45%です。したがって、例えば100万円の事業ですと55万円が国庫補助で入って、45万円相当が震災復興特別交付税で今入っている形になりますけれども、この町の負担の45%の5%、したがって2.二、三%ぐらいになるんですけれども、その部分の額を震災特交でよこさない形になります。2万3,000円ぐらいは減額されて震災特交が交付されるという形になりますので、その分が自動的に町の町費負担という形になろうかと思えます。したがって、後ほどその部分については補填されるという制度ではございませんで、震災特交の額を減らして地方負担に回す、その部分を地方負担していただくといった形の内容が今回これから始まる地方負担の制度のありようでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第7 報告第2号 平成26年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告
について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、報告第2号平成26年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号平成26年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成25年度に繰越明許費とした予算のうち、国・県等関係機関との調整に時間を要したことから年度内の事業完了が困難となった事業について、事故繰越と決定し、事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 報告第2号の細部説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

平成26年度の一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。事故繰越の場合にも地方自治法施行令の規定によりまして、明許繰越と同様の事務手続によりまして議会への報告義務がございます。

今回、海岸保全事業と漁港施設災害復旧事業の2つの事業につきまして事故繰越とさせていただきます。これら2つの事業は、平成25年度から平成26年度へ明許繰越したものでございましたが、さらに平成27年度へ繰り越したものでございます。

いずれの事業も設計等の業務委託に関するものでございますが、海岸保全事業が10の漁港、

災害復旧が14漁港の業務委託を進めております。この施設が国道、県道等と接していることから、その調整に相当な時間を要することになったために今回事故繰越としたものでございます。現在、事業の進捗率は約40%、事業の完成予定は27年9月末日を予定しております。繰越総額は3億3,408万6,840円ですが、その財源として現金尻で平成26年度から27年度へ繰越金として送るものにつきましては、これも繰越明許費と同様に既収入特定財源と一般財源の合計額、今回は既収入特定財源ございませんので、一般財源のみ4,073万9,840円、これを27年度へ繰り越すことになります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 10ですか、10海岸、それから15漁港ですか、まさに3億円ということで。それはそれでいいんですが、この事故繰越、明許繰越をしてそれでもできなかったということで事故繰越ということになるんですが、その理由といたしますか、説明は、国との調整がつかなかったと。こういうことで事故繰越が認めてもらえるのかということを知りたいんですよ。この理由というのは明許繰越以上に厳しいものがあるのではないかなという思いがあるので、天災、災害、いろんなことがありまして、どうしてもできなかったということであればいいんでしょうが、何か調整できなかったということ、何だ、事務の怠慢かなど。相手のあることですからね、これね、一口では何とも言えませんが、この理由、内容が何でも認めてもらえるのかなという感じ今したもんですから、その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まさに事故繰越の制度論から言えばいかなものかというのは三浦議員のご指摘のとおりだと思います。当然、避けがたい事項がなければ基本的には事故繰越ができない。避けがたい事項というのは当然工事発注後の本当の災害があつて工期がおくれるとかという形でございますけれども、昨今、震災後はその制度論の拡充も含めていろいろ議論はしてまいりましたけれども、繰越明許費をさらに事故繰越、そのまた事故繰越はどうしてもやはり会計年度独立の原則からいって2年以上の繰越手続は難しいという形で国のほうでも示されておりますので、現状を鑑みれば、繰越明許費を、なかなか難しい理由ではありますけれども、これも避けがたい事項というふうに類推適用をかけて事故繰越としていかにざるを得ないといった状況でございますので、そういった現状の状況を鑑みて繰越手続をとらせていただきますので、難しい点ございますけれども、一応ご理解をいただければなと

いうふうに思います。

なお、今回の細部につきましては、担当参事のほうから説明させます。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 私のほうからなのですが、今、総務課長が申しましたとおり
ございまして、私のほうからこれ以上細部と言われましても困るところがございますので、
ひとつよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第8 報告第3号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰
越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、報告第3号平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号平成26年度南三陸町公共下水道事業
特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成26年度予算のうち下水道事業費の下水道施設管理費について、繰越明許費繰越計算書を
調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申
し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、報告第3号平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について細部説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお開き願います。

事業名は歌津浄化センター長寿命化対策事業でございます。事業の具体的内容につきましては、歌津浄化センター内のし渣スクリーンの交換及び好気槽へ至る配管の交換を行うものでございます。本事業につきましては、ことし1月に入札を執行いたしました但不調となり、繰り越し事業となったものでございます。

現在、新年度単価での組み替えあるいは一部実勢単価の反映を行い、改めて工事の入札に取り組んでいるところでございます。本事業の完了予定につきましては、ことし12月を見込んでいます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

よろしいですか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第9 報告第4号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、報告第4号平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号平成26年度南三陸町公共下水道事業

特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成25年度に繰越明許費とした予算のうち災害復旧費の公共下水道施設災害復旧費について、事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、報告第4号につきまして細部説明させていただきます。議案書の9ページをお開き願います。

事業名は、東日本大震災公共下水道施設災害復旧事業となっております。具体的内容につきましては、歌津伊里前処理区域内の防集団地の2団地、それと町道石泉線に污水管を布設するほか、国道45号柘沢地区内の污水管の布設がえを行うものでございまして、4つの工事と施工管理などの委託業務でございます。

事故繰越となりました理由につきましては、先般の3月の定例会並びに臨時会等においても説明がされたようでございますが、変更認可の取得に不測の日数を要したことに伴いまして実施設計あるいは工事着手が遅延したことが理由でございます。

本事業の工事につきましては、ことし3月下旬に4工事とも工事請負契約を締結しておりますが、まだ資材調達等の準備段階の状態でございます。進捗率はいずれも15%程度となっております。早い工区ではことし12月、遅い工区におきましても伊里前地区の2団地の防集団地の造成工事とあわせまして28年1月中の完成を目指していきたいというふうに考えております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第10 報告第5号 平成26年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、報告第5号平成26年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第5号平成26年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成26年度予算のうち資本的支出における建設改良費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、報告第5号平成26年度南三陸町水道事業会計繰越計算書について、詳細説明させていただきます。

議案書の11ページをごらんいただきたいと思います。

事業につきましては、東日本大震災にかかわります水道施設の災害復旧事業でございまして、9つの工事となっております。様式が一般会計等と若干違いますが、地方公営企業法に基づく書式でございますので、ご承知おき願いたいと思います。

繰り越し理由につきましては、それぞれの項目の右側に記載のとおりでございますが、他の災害復旧工事あるいは地権者との調整に時間を要したことに伴い遅延したということが主な理由でございます。

9件の全体の契約額は3億4,200万円ほどでございますが、前払金として50%程度を26年度中に支出していることから、繰越額の合計といたしましては3億7,100万円程度となっております。

各工事の完了時期は、現在も関係機関との調整を行っている状況の工事もございまして、現

在の工期という観点で5月末現在のおおむねの進捗率も含めて上段から説明いたします。清水浜地区の工事につきましては4月末に既に完成してございます。2段目の水尻川の仮橋が8月末完了予定で進捗率は10%となっております。戸倉水源も8月末完了予定で60%、沖田地区につきましても8月末完了予定で15%となっております。泊浜地区につきましては6月末完了予定で90%、中在水源が10月末完了予定で30%、小森水源が7月末完了予定で55%、松井田地区雨水管渠が7月末完了予定で55%、小森水源の機械電気につきましては9月末完了予定で、現在のところ35%の進捗率となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第11 議案第76号 南三陸町行政手続条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第76号南三陸町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第76号南三陸町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律の施行により行政手続法の一部が改正され、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が設けられたことなどに伴い、当町の条例においても同様の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第76号の細部説明をさせていただきます。

説明は議案関係参考資料を用いて行いますので、まず2ページをごらんください。

行政手続条例の一部を改正する条例について、改正の趣旨、それとその概要について記載してございます。趣旨に記載の内容を簡単にご説明いたしますと、今回、大もととなる行政手続法が改正されまして、本年の4月1日に施行されております。法の趣旨からその改正内容と同様の内容で当町の行政手続条例の一部を改正するものでございます。行政手続条例の本質を改正するものではございません。

では、具体の改正の概要ですが、資料には(1)から(3)に列記してございます。まず(1)として、行政指導の方式が一部改正されました。行政指導を行う者は、その相手方に対して行政指導ができる根拠を明確に示さなければならないことになりました。(2)として、行政指導の中止の求めが新規に設けられました。例えば、法令に違反する行為をした者がその是正を求める行政指導を受けたとき、その行政指導が法令の要件に適合していないのではないかというふうに思われるときは、申出書を提出して行政指導の中止を求めるようになったものでございます。(3)では、(2)と逆に、法令に違反する事実があるにもかかわらず、その是正を求める行政指導等がなされていないというふうに思われるときには、その場合も申出書を提出して適切な行政指導等を求めることができるようになったものでございます。

続いて、議案関係参考資料の4ページ、これは条例の新旧対照表でございます。ごらんください。

ただいま申し上げた改正概要に基づきまして、第33条の第2項として、行政指導等を行う場合の根拠を示さなければならない規定が追加されました。第1号から第3号までをごらんいただきますと、行政指導等を行う際、その根拠となる法令の条項、次にその法令の条項に規定してある要件、そして行政指導を行うことがその法令の要件に適合しているという理由も示さなければならないことになりました。

説明が難解と思われまますので、具体例を申し上げてもう少し掘り下げてご説明したいと思います。議員ご承知のとおり、町には平成17年に公布したポイ捨て禁止及び環境美化を推進する条例がございまして、この条例の第5条の第3項、この規定によりまして、例えば自動販売機を設置する事業者の義務規定として、空き缶等の回収容器を設置しなければならないとい

う規定がございます。そして、同じく第9条には、事業者が回収容器を適切に設置していないことなど条例に違反しているというふうに認めるときは改善措置を勧告することができる、いわゆる行政指導ができる規定がございます。したがって、例えば役場の1階にも自動販売機がございます。その自動販売機を設置した事業者が空き缶の回収箱等を設置していない、この事実が明らかな場合には、新しい行政手続条例の第33条第2項によりますと、あなたは役場に自動販売機を設置した事業者にもかかわらず適切に空き缶回収箱を設置していないので、明らかにポイ捨て禁止及び環境美化条例の第5条第3項の規定に違反しておりますので、同第9条の規定に基づき、いつそれまでに空き缶回収箱を設置するように勧告しますというような方法で今後行政指導を行うこととなります。

続いて、第35条の行政指導等の中止等の求め、次のページの第36条の処分等の求めの規定につきましては、さきにご説明申し上げたとおりでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第77号 南三陸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第77号南三陸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第77号南三陸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めたいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 生涯学習課、菅原でございます。よろしくお願いたします。

それでは、細部につきましてご説明を申し上げます。

本案は、ただいま町長の提案理由にありましたとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の施行によりまして社会教育法の一部が改正され、改正前におきましては法律により規定されておりました社会教育委員の委嘱の基準に関しまして、文部科学省令を参酌し、条例で定めることとされたことによるものでございます。

具体の改正内容につきましては、議案関係参考資料7ページにございます新旧対照表によりご説明を申し上げます。

今回の改正内容といたしましては、改正案の第2条に記載がございますとおり、委員の基準といたしまして、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から南三陸町教育委員会が委嘱するという規定にしたいというものでございます。

なお、この基準につきましては、文部科学省令を参酌することということで、文部科学省令によりますと、改正前におきまして法律で規定されていた文言をそのまま文部科学省令のほうで参酌し、町といたしましてもその部分を同じように参酌をしたというふうなものでございます。

なお、今回の改正条例案につきましては、このほかに改正案の第3条以降に係る条の繰り下げと第4条において字句の整理を行ってございます。

細部説明として以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この社会教育委員を任命するのにこれまでは法律であったものをその法律を参考にして町で決めなさいというようなことのようにです。現在12人いらっしゃる聞いてます。そして、今この町の現状とか今後を考えた場合に、この委嘱の基準を町独自で考え直す必要があるのか、あるいは人数とかを考え直す状況にあるのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） ただいまいただきましたご質問、町独自の基準をつくったらいかがかというふうなものというふうに理解をいたしました。

社会教育委員に関しましては、実は平成4年に文部科学省の社会教育分科審議会というところから報告が出されてございまして、その中におきまして、社会教育委員の選任に当たっては社会教育に関心と熱意を有する方、ふさわしい方の確保に努めなさいと。また、その際、構成として比較的年齢の若い方あるいは女性の登用に留意する。それから、社会の変化や多様性、こういったものの高まりから学習ニーズが多様になっていると。こういったものに対応するために、民間教育事業者あるいはマスコミ関係者、大学関係者、企業関係者、そしてボランティア関係者といった、こういった幅広い方面から選任すべきであるというふうな見解が出されてございます。こういったことを踏まえまして、文部科学省令においては非常に、議員おっしゃるとおり少し幅の大きなものではございますけれども、その大きな構えの中で今申し上げましたようなことを参酌しつつ委嘱を考えていただければというふうなところであろうかというふうに理解しておりますので、逆に町独自の基準という形で狭めていくというふうなものではないのかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今現在12名上がっているんですけども、この中で町外の方はいらっしゃいますか。お名前を見ますと町内には珍しい名字もいらっしゃるんですけども、いるのかいないのか、そして今後町外の方もお願いすることがあるのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 基本的には町内の方でございますけれども、学校関係者ということで中学校の校長先生をお願いしておるところがございます。議員がお気づきになりました珍しい名字というのはそういったことなのではないかというふうに想定されます。

○議長（星 喜美男君） 町外の人に頼むことはありますか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 失礼いたしました。基本的には町内の方の中から適任の方を委

嘱してまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

私も1点だけ伺いたいんですけれども、さっき課長答弁あった方たちでわかったんですけれども、ここにある学識経験のある者という定義というか、どういった方なのか簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） ただいま学識経験というふうなことの問い合わせございました。一般的には学識といいますと大学教授とかそういった方が想定されるんですけれども、むしろ、学識とは書いてございますけれども、特に社会教育の場合、経験値に基づく知識というのも一定の知識ではないかというふうに考えられますので、そういったところを総合的に考えまして、知識、経験を有する方というふうな中で学識というふうな捉え方をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の答弁でわかりづらいので、例えばなんですけれども、ここに学校教育及び社会教育の関係者とあるんですけれども、元学校の先生みたいな方がこれに当たるのかと私は勝手に思ったんですけれども、もう一度、具体っぽい感じで、学識経験のある者というものの説明をお願いしたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） ただいま議員ご指摘の元学校の先生というのは当然そういった方に該当するものというふうには思っております。また、それ以外にも従前に社会教育にご尽力され、しっかりとした知識、経験を積まれた方というのも一定の学識というふうに捉えているところではございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） しっかりとした経験を積んだ者となると、先ほど課長答弁あった若い方たちが難しくなるんですけれども、若くて経験を積んだ方たちというのも、例えば大学とか大学院を出て学位とか博士とかある、そういう方たち等も入るのか。説明がちょっと、もちろん法律の文言なんで難しいんでしょうけれども、そのところ結構学識経験という漠然としたイメージではわかるんですけれども、何か一見わかりづらいような形があるものですから、再度、若い人も経験を積んだあれに当てはまるのかどうかだけ伺って質問を終わらせ

ていただきます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 説明が拙くて大変申しわけございません。

今ご質問ございました年齢とかの関係ですけれども、もちろん若くてしっかりとした知識、経験をお持ちの方についてはそういったこともございますし、あるいは若くても生涯学習の関係者、一生懸命今そこに携わっておりますというふうな方については当然そこに入るものというふうに思われますので、若い方が決して学識に入らないというものではございませんので、どうかご理解のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第78号 議案第78号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第78号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、子育て家庭の経済的負担を軽減し、適正な医療機会の確保を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第78号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例及び南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。議案書では18ページになります。

この条例において、第1条で子ども医療費関係を、第2条において母子・父子家庭医療と、2つの条例を改正する内容となっております。

説明については議案関係参考資料8ページをお開きください。こちらで説明を進めさせていただきます。

改正趣旨については町長提案のとおりでございます。

従来の15歳までだった対象年齢を18歳まで拡大するという改正内容が主な内容となります。年齢拡大は、この新旧対照表の第2条第1項においてでございます。15歳から18歳に拡大するというものでございます。同条の第2項につきましては、この条例における保護者の定義をより明確にしたというような内容でございます。

それから、助成対象者の第3条におきましては、他の医療費助成制度との適用関係を明確にする規定を新たに設けたということでございます。この場合は、心身障害者の医療費助成制度との適用関係において心身障害者医療費助成の制度を優先するというような内容としたものでございます。

次ページをお開きください。

こちらは母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の新旧対照表ということになります。

こちらは、第3条第2項第3号に子ども医療助成に関する条例における助成対象者の規定を新たに追加したものでございます。これは、この条例において助成対象としない場合を規定している条項でありまして、要するに子ども医療費の助成対象者は母子・父子家庭医療費の助成対象外とするということを改めて定めたものでございます。これは年齢の拡大によりまして助成の対象者が重複するという部分がございますので、その部分を避けるための規定ということでございます。

議案書18ページにお戻り願います。

施行日でございますが、医療費助成の受給者証の更新に合わせて27年10月1日から施行するものでございます。

この改正に係る所要額につきましては、後ほど上程予定の一般会計補正予算に計上させていただいておりますが、新たに助成対象となる年齢分の一部負担見込み額を1名当たり2万1,000円程度を見込みまして、対象人員を470、実際の受給者は450弱なのでございますが、470人で試算いたしまして1,000万円を想定しているところでございます。

以上、議案第78号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番です。

一般質問でも1番議員のほうからありましたけれども、多分ご存じかと思いますが、この年齢がだんだん上がっていくということが競争になってしまっているとかってお話がありましたけれども、本来なら国が全部を同じように補助すべきものだと思うんですけども、それはすぐは難しい状況だと思います。それで、いつも、この前もお話ししましたけれども、所得制限を外せないかということと、その場合どのぐらいこの負担がふえるのか、今後所得制限を外していく考えがあるのかどうか。所得制限を外しているところもだんだんふえてきているようですので、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にもこの問題いろいろ議論した経緯がございますが、基本的に所得制限を外すという考え方は町はございません。やはり応分の収入のある方にはお支払いをお願いをしたいと、そしてできれば所得のない方々には広く支援をするというほうが私はより住民サービスとしてふさわしいのではないかと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 所得制限を外した場合の影響額ということでのご質問でございますが、現在、子ども医療の所得制限、非該当になっている対象人員は120数名でございます。それから、年間の平均助成額で計算いたしますと大枠で300から500万円くらいの金額になってくるかと試算してございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 二、三点ちょっと確認させていただきたいんですけども、今、費用とか対象者の数、また財源についてということはお話があったかなと思うんですけども、

そもそもの条例の趣旨とといいますか、考え方みたいなことを一応確認しておかないと、それこそ過当競争になっていくのではないかなという思いがありますので確認させていただきたいんですけども、条文とといいますか、条例を改正しますと、この条例内で子供と扱われる人が15歳から18歳に変わるんだという表現になるんですね。今までは要は16歳、17歳、18歳ぐらいは子供ではなくて、ある種大人だよなと思っていたのが、医療費助成するために、言葉のあやみみたいなものもあるんですけども、子供とみなしましょうと。それは子育て世帯だとか育児、教育の援助だということで支援がある種正当性が得られるとといいますか、いうものがあると思うんですね。なので、そこを実際に15歳過ぎた方の医療費を助成することが子育てと言っていいのかどうかということですね。そこを認識として一つ確認させていただきたいというふうに思います。

なぜこういうことを申し上げるかというのは、競争ということもあるんですけども、要は、何ていいますかね、医療費を安くするということにいかようにでも理屈を持ってこられるということになると、本来の趣旨からどんどん外れていくんだらうなと思うんですね。新たに条例を制定して、例えば子育て、何でしょう、現役世代医療費無料条例みたいなものを持ってくると結局20代から30代を安くしましょうとか、お年寄りをもっと安くしましょうとか、幾らでも理屈はつけられるようになってしまう。なので、子育てなんだということをはっきりするためには、本当に18歳って子供ですかねということは認識として確認しておく必要があると思うんですけども、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに、参議院で選挙権が、多分来年の参議院選挙から18歳まで下げることが可決になりました。その中で子供というのはどうなんだということのご質問でございますが、いずれ我々がそれ以上、上げるということは全く毛頭考えてないわけでして、基本的にはある意味自治体それぞれがこれまでの子供の医療費の無料化ということで小・中・高という形の中で進めてまいりましたので、そういう一つの流れとといいますか、考え方ではそういう高校生ということが限度ということで取り組まざるを得ないだらうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今までの流れとか、先ほども一般質問いたしましたので、その経緯だとかかわからないわけではないんですけども、認識として高校生はある種子供という側面もあるよねということをおっしゃっていただきたいんですけども、そういう認識でいいです

か。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういうことの認識のもとで今回高校までということにさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 年齢の引き上げという条例改正といいますか、結構なことだと思うんです。これは地方創生絡みの関係なのかなという感じもするんですが、それとはまた別という解釈でよろしいのかどうか。

それから、もう1点ですが、今、日本の結婚年齢といいますか、法律で認められてる、女性は16ですか、18ですか。男性は18、女性は16だと思うんですが、16歳、17歳で結婚して子供を産んで、この子供はいがすよ、お母さんまで子供扱いで助成、悪いことではないと思うんですが、何かその辺でちょっと違和感を感じるのかなと。子供の定義というのか、高校生までは子供と見たというだけけれども、お母さんになった場合の子供というのもこれはどうなのかなという感じもするので、その辺の条例の文言といいますか、その辺どうしたらいいのかなという感じもしたんですけれども、最近は何れ16、17で結婚して子供を産んだということは聞いたこと余りないんですけれども。結婚だけが子供じゃないんですから、何ていうんですか、今はやりの未婚の母とかいろんな言葉、それは対象になるんでしょうけれども、結婚が前提でないわけですからね。その辺ちょっと感じたもんで、その辺の定義だね、いかが感じるのか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地方創生かというご質問でございますが、実はこの議論のスタートは地方創生とは全く切り離して考えておりました。しかしながら、こういう制度をつくるということになりますと、結果として地方創生の一環になってきたんだなというふうな思いで認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 子供の定義について条例上の説明をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、子供の定義、民法上等で婚姻したものについては子供にみなさないというか、児童とは見ないというふうな部分等がございますが、結婚した方または16歳から就業して一定の所得がある方等についてはこの条例の対象者にすべきじゃないのではないかなというふうな議論がもちろんございまして、その部分につきましてはあくまでもこの子供、定

義している子供を扶養している方に助成するというような規定、条例のつくり込みとなってございます。ですので、保護者の所得状況に合わせて、ですから結婚したお子さんであってもまた家庭に戻ってきたとか、だから結婚した人を排除するというのではなくて、経済的に扶養されているお子さんは救済しようというような趣旨の条例でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町長、必然的といいますか、これは地方創生のほうになってくるだろうということですが、先般、お話を聞きますと、地方創生に関する会議をこれから開くと、1回目。まだやられてないんですね。その骨格というか、素案というのはまだ出てないんですか。私、何年前ですかね、一般質問、早くやれやれと。まだやってない、遅いね。そうすると一番やりやすいんですよ。ほかの町がやってることをまねっこして、おらほも、おらほも、おらほもと。これだってそのとおりだと思うんですよ。町によってはもっともって医療費を上げていくというようなところもあるので、何か後追いしないように、この町が独自の発想といいますか、そういったものをいち早く打ち出して、よその町にまたそのいいことはまねられるかもしれませんが、後になって国のほうではもうだめですよ、締め切りますよということはないのかなということなんですよね、後回って。よその町がやってることをまねてやって、これはもう終わりだよというようなことにならないかということですよ。ですから、いい案は早く出して、多くのお金を国のほうから持ってこようという、その努力をしていただきたいということなんです、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地方創生絡みということではなくて、先ほどの医療費の問題、それから先ほど来一般質問でもいろいろ議論させていただきましたけれども、保育所の問題、それから予防接種の問題等々について、これはうちで先駆的に取り組んできたものですので、最初はそういった地方創生と全く違う分野でスタートしましたけれども、結果として、町として地方創生の中で重点で取り組むというのは子育て支援でいこうということにしていますので、骨格は残念ながらまだできてないという状況でございますが、いずれ流れとしてはそういう進み方はしているということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

私も1点だけ伺いたいんですけれども、この改正に反対するものではないんですけれども、

実際年間の助成額というのは実績等でどれぐらいになっているのか。もし、今回の条例ですので、課長、資料持っていれば伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、助成額というご質問でございますが、平成22年度からの助成額の傾向でございますが、平成22年は1,700万円ほどの助成を行っております。23年度はご存じのとおり震災等の影響で800万円まで落ち込んでございますが、24年に制度改正して15歳までの拡大等がございまして、そこから上昇を始めまして、25年度では3,500万円、26年度では予算ベースで3,700万円の助成額を予定しておりました。実績がまとまったので、3,700万円までには26年度実績は届きませんでした、そのような状況になってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） だんだんふえているということは、それだけ病弱な子供が多くなったということなのか、そう認識していいのか。そうでしたら、逆に丈夫な子供をつくる、何ですか、町としての取り組みも必要じゃないかと思うんですけども、そのところは単なるふえたのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 説明が足りないところがございました。申しわけございません。

24年10月診療分から対象年齢を6歳児から15歳まで拡大したという改正を行っているために一挙に3,500万円まで上昇しているというような状況でございまして、ゼロ歳から15歳、現行制度での対象人員は22年からずっと減り続けている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃ総体的に病弱、病弱という表現も、医療費ですだからけが等もあるんでしょうけれども、全般的にはどういった感じで子供が成長していくのか、その状況というのを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） なかなかこの助成額だけからは、対象年齢の拡大の幅が大きかったものですから、この助成額から子供が病弱になっているかとかそういった部分はございませんが、世帯別にやはり年間の給付額に差がございまして、6歳未満ですと例えば年間3万円を超えるような助成、ところが中学生ぐらいになってきますと2万円台で済むとかというように形で、その平均値自体はそう大きく変動はしてないという捉え方をしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。そこで、もう少し詳しく、実際医療費の助成のどういった診療科目というか、もしそこまでつかんでるようでしたら伺いたいと思います。例えば骨折とか風邪とか、あとアレルギーとかいろいろあるんでしょうけれども、そこまで細かいところまで分析してなかったらよろしいんですけれども、どういった形でこの医療費の助成がなされているのか、例えば今後丈夫な子供たちが育っていくというか、育てていくために必要なことだと思うのでお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 一般的には病気等にかかる頻度が高いんだと考えてます。あと学校で、例えば学校のスポーツ保険等で給付される分は給付の対象外にしてるとかという部分もございますので、多くは医科にかかっている助成が圧倒的に、医科に対する助成が圧倒的に多いんだと捉えてございます。医科、医療のほうですね、歯科じゃなくて。医科のほうが多いんだと捉えております。ただ、詳細な分析等については行っておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明18日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明18日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 3時31分 延会